

事業報告書

第71期（令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで）

佐賀県信用保証協会

目 次

1	業務報告書	1 頁
2	収支計算書	104 頁
3	貸借対照表	105 頁
4	財 産 目 録	106 頁

1 業務報告書〔令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで〕

(1) 事業概況

ア 事業方針

令和6年度の経営計画では、

- 保証部門においては、経営環境の変化を踏まえた資金繰り支援として、引き続き、資金繰り安定のための借換資金や返済緩和の条件変更申出に柔軟に対応していく。また、デジタル技術の活用やカーボンニュートラルへの対応、商品・サービスの高付加価値化、スタートアップの育成など、中小企業の新たなチャレンジについても積極的に対応していく。
- 経営支援部門においては、経営支援サポーターの企業訪問や専門家派遣事業による経営改善計画の策定支援の推進や長期の返済猶予先に中小企業活性化協議会などと連携しながら事業再生支援や再チャレンジ支援を推進していく。また、事業承継支援として、事業承継の後押しとなるよう事業承継の類型に見合った保証制度の利用促進を図っていく。
- 回収部門においては、代位弁済時の初動の徹底により、回収方針を早期に策定する。また、顧客の実態把握による回収の最大化を図るとともに、管理事務停止など事務の効率化も図っていく。さらに、事業継続先には、中小企業活性化協議会の協力を得て再生目線で対応する。

これらのことを業務運営方針として、次のとおり事業計画を策定した。

保証業務	保証承諾額	340億円
	期末保証債務残高	1,339億円
管理業務	代位弁済額	18億円
	求償権実際回収額	4億2,000万円
基本財産	基本財産造成額	2億円

イ 経済金融情勢

令和6年度の国内経済は、「令和7年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（令和6年12月25日閣議決定）」によると、「我が国経済は、現在、長きにわたったコストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」に移行できるかどうかの分岐点にある。」また、「令和6年度の我が国経済は、緩やかな回復を続け、実質国内総生産（実質GDP）成長は0.4%程度、名目国内総生産（名目GDP）成長率は2.9%程度、消費者物価指数（総合）は2.5%程度の上昇になると見込まれる。」とされていた。

また、佐賀財務事務所の「佐賀県内経済情勢報告」によると「県内経済は緩やかに回復しつつある」とされていた。

ウ 業績

このような県内経済状況の中、当協会においては、「事業方針」に基づいて積極的に取り組んだ結果、令和6年度の業績は次のとおりとなった。

(ア) 保証承諾

コロナ資金の借換を主な目的とする伴走支援型特別保証制度の受付期間が令和6年6月まで延長されたことにより多くの利用が見られ、保証承諾の約4割を占めた。また、金融機関との提携保証制度や市町制度も利用が堅調で、前年度・計画とも上回る結果となった。

承諾額の構成割合は、制度別では協会制度35.2%、県制度50.6%、市町制度14.1%となっており、業種別では、卸小売業26.6%、建設業23.2%、サービス業21.2%の順となっている。

	件 数		金 額		
		前年度比		前年度比	計 画 比
保 証 承 諾	3,054件	123.8%	369億4,251万円	120.1%	108.7%

(イ) 保証債務残高

コロナ資金の一括返済や約定返済が本格化している中で、伴走支援型特別保証制度の積極的な活用や金融機関との提携保証制度の利用が堅調だったことから、保証債務残高は件数・金額とも概ね計画どおりの結果となった。

保証債務残高の構成割合は、制度別では協会制度18.9%、県制度74.1%、市町制度6.9%となっており、なかでもコロナ資金は43.4%と依然として高くなっている。また、業種別では卸小売業27.3%、サービス業20.5%、建設業20.0%の順となっている。

	件 数		金 額		
		前年度比		前年度比	計 画 比
保 証 債 務 残 高	13,725件	103.7%	1,374億2,690万円	96.3%	102.6%
保 証 債 務 平 均 残 高	13,397件	99.1%	1,401億4,386万円	91.2%	101.1%

(ウ) 代位弁済

物価や人件費の高騰、人手不足など中小企業の経営環境は依然として厳しく、事業継続を断念する先が多かったことや債権放棄を伴う事業再生（外部スポンサーによるM&A）による大口先もあり、代位弁済は前年度・計画ともに上回る結果となった。

代位弁済の業種別の構成割合は、サービス業21.2%、製造業18.6%、建設業18.2%の順となっている。

	件 数		金 額		
		前年度比		前年度比	計 画 比
代 位 弁 済	158件	114.5%	18億6,963万円	126.1%	103.9%

(ニ) 回収

回収環境が年々厳しくなっていく中、定期回収は概ね計画どおり、不動産処分は計画を上回ったことに加え、求償権消滅保証など再生支援にかかる回収も発生したことから、計画を上回る結果となった。

求償権実際回収額		前年度比	計 画 比
元 損 計	4億4,541万円	96.1%	106.1%

(オ) 収支差額

以上のような業績の結果、収支差額は2億9,907万円の黒字となり、収支差額変動準備金に1億4,953万円、基金準備金に1億4,954万円をそれぞれ繰り入れた。

(カ) 基本財産

基本財産の増強については、自己造成によることとしており、出捐金、金融機関等負担金の基金の受入れはなかった。

基金準備金は、収支差額から1億4,954万円を繰り入れたため87億3,629万円となり、基本財産の額は130億7,961万円となった。

エ 事業の展望

令和7年度の経済見通しによると「令和7年度には、総合経済対策の効果が下支えとなつて、賃金上昇が物価上昇を上回り、個人消費が増加するとともに、企業の設備投資も堅調な動きが継続するなど、引き続き、民間需要主導の経済成長となることが期待される。令和7年度の実質GDP成長率は1.2%程度、名目GDP成長率は2.7%程度、消費者物価指数（総合）は2.0%程度の上昇率になると見込まれる。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動等の影響には、十分注意する必要がある。」とされている。

また、「佐賀県内経済情勢報告（令和7年1月）」によると、県内経済の先行きについては、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあつて、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、海外経済の下振れや物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」とされている。

このような状況及び第7次中期事業計画の2年目であることを踏まえ、次のとおり令和7年度の業務運営方針及び事業計画を策定した。

(ア) 業務運営方針

- 保証部門においては、経営環境を踏まえた資金繰り支援として、引き続き、資金繰り安定のための借換え資金や返済緩和の条件変更申出に柔軟に対応していく。また、デジタル技術の活用やカーボンニュートラルへの対応、商品・サービスの高付加価値化、スタートアップの育成など、中小企業の新たなチャレンジについても積極的に対応してい

く。

- ・ 経営支援部門においては、経営支援サポーターによる企業訪問などの伴走支援や専門家派遣事業、405事業による経営改善計画の策定支援を推進していくとともに経営改善計画書策定完了先には、よろず支援拠点事業などと連携しながら計画達成に向けた支援を強化する。また、長期返済緩和先には、中小企業活性化協議会などと連携した事業再生支援や再チャレンジ支援を推進していく。さらに、後継者などの情報を把握したうえで、事業承継・引継ぎ支援センターなどと連携して事業承継の後押しとなる保証制度の推進を行っていく。
- ・ 回収部門においては、代位弁済時の初動の徹底により、回収方針を策定し、顧客の実態把握による回収の可能性を見極め、回収の最大化を図るとともに、管理事務停止などによる事務の効率化を図る。また、事業継続先には中小企業活性化協議会などの協力を得て再生支援の目線に対応し、債務整理申立先には、再チャレンジ支援として経営者保証ガイドラインによる経営者保証解除に柔軟に対応する。

(イ) 事業計画

保 証 業 務	保 証 承 諾 額	300億円
	期 末 保 証 債 務 残 高	1,251億円
管 理 業 務	代 位 弁 済 額	18億円
	求 償 権 実 際 回 収 額	4億円
基 本 財 産	基 本 財 産 造 成 額	1億8,900万円

(2) 庶 務

月 日	記 事
6 年 5 月 14 日	定例監査会 令和 5 年度決算等について監査
6 年 5 月 14 日	井元淳司理事 辞任
6 年 5 月 15 日	胡子文武理事 就任
6 年 5 月 23 日	第284回理事会開催 第 1 号議案 令和 5 年度業務報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録承認の件
6 年 5 月 23 日	資産総額変更登記 資産総額 15,745,383,617円（令和 6 年 3 月 31 日現在）
6 年 6 月 12 日	第87回外部評価委員会開催 報告事項 1 第 6 次中期事業計画（令和 3 年度～令和 5 年度）及び令和 5 年度 経営計画自己評価の件
6 年 7 月 4 日	第88回外部評価委員会開催 報告事項 1 中期事業計画（令和 3 年度～令和 5 年度）及び令和 5 年度 経営計画の自己評価に対する外部評価委員会の意見取り纏めの件
6 年 7 月 17 日	第89回外部評価委員会開催 報告事項 1 中期事業計画（令和 3 年度～令和 5 年度）及び令和 5 年度 経営計画の自己評価に対する外部評価委員会の意見報告の件
6 年 9 月 1 日	小野紗矢香監事、松本さざり監事 再任
6 年 9 月 10 日	業務方法書の一部変更認可 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部 を改正する法律の施行に伴う変更
6 年 9 月 24 日	第285回理事会開催 第 1 号議案 中期事業計画（令和 6 年度～令和 8 年度）の改定について 第 2 号議案 令和 6 年度経営計画の改定について
6 年 9 月 30 日	九州経済産業局による立入検査（9 月 30 日～10 月 4 日）
7 年 1 月 30 日	第90回外部評価委員会開催 報告事項 1 令和 6 年度業務実績の件 報告事項 2 令和 6 年度経営計画重点課題の検証の件
7 年 2 月 2 日	峰 英太郎理事 再任
7 年 3 月 5 日	業務方法書の一部変更認可 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一 部を改正する法律の施行に伴う変更
7 年 3 月 25 日	第286回理事会開催 第 1 号議案 令和 7 年度経営計画案承認の件 第 2 号議案 令和 7 年度コンプライアンス・プログラム案承認の件

月 日	記 事
7 年 3 月 28 日	第 3 号議案 役員報酬等規定改正案、及び役員報酬改定案承認の件 第91回外部評価委員会開催 報告事項 1 令和 6 年度業務実績見込報告の件 報告事項 2 令和 6 年度経営計画の実績報告の件 報告事項 3 令和 7 年度経営計画報告の件 報告事項 4 令和 7 年度コンプライアンス・プログラム報告の件

(3) 役 職 員

イ 役職員数

理 事	監 事	職 員	計
1 8 (1 5)	3 (2)	3 5	5 6 (1 7)

(注) 当期末における役職員について記載しています。

なお、非常勤の役職員数を () 内に内数で記載しています。

ロ 役 員

役 職 名	氏 名	現職就任年月日	備 考
会 長	宮 崎 珠 樹	令 5 . 9 . 1	常 勤
専務理事	寺 島 克 敏	令 5 . 9 . 1 (令 2 . 4 . 9)	常 勤
常務理事	小 林 満 喜	令 5 . 9 . 1	常 勤
理 事	井 手 宣 拓	令 5 . 9 . 1	非常勤 佐賀県産業労働部長
〃	古 川 裕 紀	令 5 . 5 . 23	〃 〃 議会議員
〃	坂 井 英 隆	令 4 . 1 . 15	〃 〃 佐賀市長
〃	武 廣 勇 平	平31. 2 . 22	〃 〃 上峰町長
〃	坂 井 秀 明	平30. 4 . 2	〃 佐賀銀行頭取
〃	二 宮 洋 二	平26. 7 . 23	〃 佐賀共栄銀行頭取
〃	坂 田 慎 一 郎	令 5 . 9 . 1	〃 佐賀信用金庫理事長
〃	芹 田 泉	令 5 . 6 . 28	〃 佐賀東信用組合理事長
〃	胡 子 文 武	令 6 . 5 . 15	〃 商工組合中央金庫佐賀支店長
〃	福 岡 桂	令 5 . 5 . 23	〃 佐賀県中小企業団体中央会会長
〃	古 園 裕 久	令 5 . 9 . 1	〃 佐賀県商工会議所連合会専務理事
〃	峰 英 太 郎	平30. 6 . 27	〃 佐賀県商工会連合会会長
〃	音 成 亜 美	令 5 . 9 . 1	〃 有限会社旅館あけぼの代表取締役
〃	古 賀 忠 輔	令 5 . 9 . 1	〃 聖徳ゼロテック株式会社代表取締役
〃	田 島 み ゆ き	令 5 . 9 . 1	〃 田島株式会社専務取締役
監 事	吉 田 直 史	令 2 . 9 . 1	常 勤
〃	小 野 紗 矢 香	令 3 . 8 . 28	非常勤 弁護士
〃	松 本 さ ざ り	平30. 4 . 1	〃 公認会計士

(注) 当期末における役員について記載しています。

なお、現職就任年月日欄には現職就任年月日と理事就任年月日とが異なる場合、理事就任年月日を併記しています。

(4) 事 務 所

名 称	開設年月日	所 在 地	備 考
佐賀県信用保証協会	昭29. 7 . 1	佐賀市白山二丁目 1 番12号	建物一部区分所有
佐賀県信用保証協会 唐津連絡所	昭35. 5 . 18	唐津市大名小路 1 番54号	借用

(5) 基 本 財 産

イ 基本財産

(単位 千円)

区 分 \ 期 別	前 期 末	当期中増加額	当期中減少額	当 期 末
基 金	4,343,315	0	0	4,343,315
基 金 準 備 金	8,586,759	149,536 (0)	0	8,736,296
計	12,930,074	149,536	0	13,079,611

(注) 基金準備金の当期中増加額欄の()には、収支差額変動準備金からの振替額を内数で表したもの。

ロ 出えん金 (累計)

(単位 千円)

出えん者別 \ 期 別	前 期 末	当期中増加額	当 期 末
地 方 公 共 団 体			
都 道 府 県	4,001,021	0	4,001,021
市 町 村	500,004	0	500,004
計	4,501,025	0	4,501,025
金 融 機 関			
都 市 銀 行	1,720	0	1,720
地 方 銀 行	9,040	0	9,040
第二地方銀行協会加盟行	5,770	0	5,770
信 託 銀 行	0	0	0
長 期 信 用 銀 行	0	0	0
信 用 金 庫	1,250	0	1,250
信 用 協 同 組 合	950	0	950
農 業 協 同 組 合	60	0	60
商 工 組 合 中 央 金 庫	1,300	0	1,300
日 本 政 策 金 融 公 庫	5	0	5
農 林 中 央 金 庫	0	0	0
生 命 保 険 会 社	0	0	0
損 害 保 険 会 社	0	0	0
計	20,095	0	20,095
そ の 他			
業 者 ・ 業 者 団 体	1,970	0	1,970
合 計	4,523,090	0	4,523,090

(注) 信用金庫、信用協同組合及び農業協同組合の欄は、それぞれの連合会を含む。

※上記出えん金(累計)には、過去に金融安定化特別基金(中小企業金融安定化特別保証制度の実施に伴い創設された基金。平成21年度末をもって廃止。)を造成するために出えんされた額1,301,000千円を含む。

ハ 金融機関等負担金（累計）

（単位 千円）

負担者別	期 別	前 期 末	当期中増加額	当 期 末
金 融 機 関				
都 市 銀 行		19,040	0	19,040
地 方 銀 行		520,060	0	520,060
第二地方銀行協会加盟行		201,090	0	201,090
信 託 銀 行		200	0	200
長 期 信 用 銀 行		0	0	0
信 用 金 庫		214,640	0	214,640
信 用 協 同 組 合		93,700	0	93,700
農 業 協 同 組 合		60	0	60
商 工 組 合 中 央 金 庫		50,790	0	50,790
日 本 政 策 金 融 公 庫		0	0	0
農 林 中 央 金 庫		0	0	0
生 命 保 険 会 社		300	0	300
損 害 保 険 会 社		300	0	300
計		1,100,180	0	1,100,180
そ の 他				
業 者 ・ 業 者 団 体		21,045	0	21,045
合 計		1,121,225	0	1,121,225

（注）① 業者・業者団体の中には公益財団法人日本共同証券財団からの助成金拠出（7,545千円）が含まれている。

② 信用金庫、信用協同組合及び農業協同組合の欄には、それぞれの連合会を含む。

(6) 業 務 内 容

イ 保証の種類

制 度 名	対 象	資金使途	保 証 限 度 額 (千円)
中小企業特定社債保証	(1)純資産額が5千万円以上3億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足する中小企業者 ①自己資本比率が20%以上であること ②純資産倍率が2.0倍以上であること ③使用総資本事業利益率が10%以上であること ④インタレスト・カバレッジ・レシオが2.0倍以上であること (2)純資産額が3億円以上5億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足する中小企業者 ①自己資本比率が20%以上であること ②純資産倍率が1.5倍以上であること ③使用総資本事業利益率が10%以上であること ④インタレスト・カバレッジ・レシオが1.5倍以上であること (3)純資産額が5億円以上であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足する中小企業者 ①自己資本比率が15%以上であること ②純資産倍率が1.5倍以上であること ③使用総資本事業利益率が5%以上であること ④インタレスト・カバレッジ・レシオが1.0倍以上であること (注1) 各指標については、信用保証協会への申込みの日の直前の決算におけるものとする。 (注2) 各指標の計算は円単位で行い、計算結果は各指標の単位未満切捨てとする。	事業資金	450,000 ただし、経営安定関連保証及び危機関連保証を除く普通保証、無担保保証と合計で5億円を限度
無 担 保 保 証	県内に住居または事業所を有する個人及び県内に本店または事業所を有する法人で、営業年数は問わず、客観的に事業を行っていることが明らかであるもの。	運 転 設 備	80,000
根 保 証	同 上	運 転	280,000 組合 480,000

保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備考				
				借入金	損失補償	補給金		その他
						保証料	保険料	
7年以内	1.90%～ 0.45% ※社債総額 に対する保 証料率	有 (1)、(2)	担保 保証人 保証金額 200,000千円 超のみ徴求 共同保証人以外 不要	—	—	—	—	割合保証 80%
10年以内	1.90% ～0.45%	有 (1)	担保 保証人 不要 原則として法人 代表者以外 不要	—	—	—	—	—
1年以内	手形割引 及び 電子記録 債権割引 1.62%～ 0.39% 手形貸付 1.90%～ 0.45%	有 (1)、(2)	担保 保証人 必要に応じて 徴求 原則として法人 代表者以外 不要	—	—	—	—	—

制 度 名	対 象	資金使途	保 証 限 度 額 (千円)
追 認 保 証	県内に事業所を有し、原則として引続き1年以上同一事業を経営する中小企業で個人及び法人で次に掲げるものを除く。 (1)金融機関からの借入につき現に延滞のあるもの及び過去の実績が著しく不良のもの (2)協会の代位弁済による求償債務を負担しているもの及びその連帯保証人であるもの (3)手形交換所において現に取引停止処分又は不渡報告処分を受けているもの (4)本制度に基づく保証を含めて保証債務残高が3,000万円を超えるもの	運 設 転 備	5,000
特 別 小 口 保 証	従業員20名（商業、サービス業は5名）以内で次の要件を備えるものに限る。 (1)県内で1年以上同一の業種に属する事業を行っているもの (2)源泉徴収による所得税以外の所得税、若しくは市町村民税の所得割を完納しているもの (3)本制度以外の保証を受けていないもの	運 設 転 備	20,000
風 俗 営 業 飲 食 業 保 証	(1)資本の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって飲食業を行うもの (2)風営法第2条第1項第1号から第3号並びに第5号及び第6号に係る同法第3条第1項の風俗営業の許可を有するもの (3)3年以内に風営法に基づく「指示」、「営業の停止」及び「営業の廃止」等の行政処分を受けたことがないもの (4)食品衛生法第52条の許可を有するもの (5)風俗営業飲食業に係る事業税等の税額を完納しているもの (6)国民生活金融公庫の融資に係る県知事の推薦等があるもの。ただし、申込資金使途が運転資金である場合、及び申込人が特例風俗営業飲食業を営む場合については、厚生労働大臣から振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員であって同組合の資金証明書の交付を受けているもの (7)風俗営業飲食業に係る事業実績が佐賀県内において引き続き1年以上あるもの (8)青色申告等の実績により事業実態が確認できるもの (9)社会的批判を受ける営業形態・実態でないもの (10)大衆一般が日常的に容易に利用できる営業形態・実態であるもの	運 設 転 備	20,000

保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備考				
				借入金	損失補償	補給金		その他
						保証料	保険料	
5年以内	1.90%～ 0.45%	有 (1)、(2)	担保 原則として不要 保証人 原則として法人代表者以外不要	—	—	—	—	—
運転 5年以内 設備 10年以内	責任共有 0.80% 責任共有外 0.95%	有 (1)	担保 不要 保証人 不要	—	—	—	—	—
7年以内	1.90%～ 0.45%	有 (1)、(2)	担保 原則として徴求 保証人 原則として法人代表者以外不要	—	—	—	—	—

制 度 名	対 象	資金使途	保 証 限 度 額 (千円)
開 業 資 金 融 資 保 証	(1)県内で同一事業所に5年以上勤務したもので25才以上のもの (2)客観的に事業に着手していることが認められるものであること	運 転 設 備	5,000 必要額の2/3以内
経 営 安 定 関 連 保 証	県内の中小企業者で、中小企業信用保険法第2条第5項各号のいずれかの規定に基づいた市町長の認定を受け、経営の安定に資金を要するもの。	事業経営に必要な 運転資金 及び設備 資金	280,000 保険法第2条第5 項第6号（破綻金 融機関等）関係 380,000 組合 480,000 ただし、無担保無 保証人の場合は 20,000
公 害 防 止 保 証	県内に主たる事業所を有し、客観的に事業を行っていることが明らかなもので、公害防止施設の設置、公害防止のためにする工場等の移転等公害防止に係る資金を必要とするもの。	設 備	50,000 組合 100,000
エ ネ ル ギ ー 対 策 保 証	県内に事業所を有し、客観的に事業を行っていることが明らかなもので、省令で定める「エネルギーの使用の合理化に資する施設」又は「非化石エネルギーを使用する施設」の各号に該当するものについて行うもの。	設 備	200,000 組合 400,000
長 期 経 営 資 金 保 証	県内に主たる事業所を有し、3年以上継続し同一場所において営んでいる個人又は会社で、かつ次の各号のいずれかに該当するもの。 (1)業歴3年以上で、申込金融機関との与信取引が1年以上あり、かつ取引振りが良好であり、最近2年間の決算において利益を計上し債務超過でなく、償還能力があると認められるもの (2)業歴5年以上で、申込金融機関との与信取引が1年以上あり、かつ取引振りが良好であり、最近2年間のいずれかの決算において利益を計上しており、繰越欠損がなく、償還能力があると認められるもの (3)前各号に準ずるもので、債務超過でなく、今期利益計上見込があり、償還能力があると認められるもの	運 転 設 備	20,000 ～200,000 100万円単位

保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備考				
				借入金	損失補償	補給金		その他
						保証料	保険料	
5年以内	1.90%～ 0.45%	有 (1)、(2)	担保 必要に応じて 徴求 保証人 原則として法人 代表者以外 不要	—	—	—	—	—
10年以内	責任共有 0.80% 責任共有外 0.95%	有 (1)	担保 必要に応じて 徴求 ただし、無担 保無保証人の 場合は不要 保証人 原則として法人 代表者以外 不要	—	有	—	—	—
10年以内	1.10%	有 (1)、(2)	担保 必要に応じて 徴求 保証人 原則として法人 代表者以外 不要	—	—	—	—	—
7年以内	1.10%	有 (1)、(2)	担保 必要に応じて 徴求 保証人 原則として法人 代表者以外 不要	—	—	—	—	—
3年以上 15年以内	1.90%～ 0.45%	有 (1)、(2)	担保 必要に応じて 徴求 保証人 原則として法人 代表者以外 不要	—	—	—	—	—

制 度 名	対 象	資金使途	保 証 限 度 額 (千円)
当 座 貸 越 根 保 証	同一事業の業歴が3年以上で2期以上の確定申告及び決算を行っており、申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上ある個人及び法人で、次のいずれかの要件を具備するもの。 <個人事業者の場合> (1)保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが、本制度事務取扱要領に定める基準以上であるもの (2)信用保証協会と金融機関との合意に基づく金融機関のスコアリング（信用格付）がCRD基準と同等以上であるもの (3)確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得300万円以上を計上し、かつ自己名義の不動産（自宅・店舗等）を所有するもの (4)確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得100万円以上を計上し、不動産等物的担保の提供があるもの <法人の場合> (1)保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが、本制度事務取扱要領に定める基準以上であるもの (2)信用保証協会と金融機関との合意に基づく金融機関のスコアリング（信用格付）がCRD基準と同等以上であるもの	事業資金	1,000 ～280,000
事 業 者 カ ー ド ロ ー ン 当 座 貸 越 根 保 証	同一事業の業歴が3年以上で2期以上の確定申告及び決算を行っており、申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上ある個人及び法人で、次のいずれかの要件を具備するもの。 <個人事業者の場合> (1)保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが本制度事務取扱要領に定める基準以上であるもの (2)信用保証協会と金融機関との合意に基づく金融機関のスコアリング（信用格付）がCRD基準と同等以上であるもの (3)確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を計上し、かつ自己名義の不動産（自宅・店舗等）を所有するもの <法人の場合> (1)保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが本制度事務取扱要領に定める基準以上であるもの (2)信用保証協会と金融機関との合意に基づく金融機関のスコアリング（信用格付）がCRD基準と同等以上であるもの	事業資金	1,000 ～20,000

保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備考				
				借入金	損失補償	補給金		その他
						保証料	保険料	
1年間 もしくは 2年間	1.62%～ 0.39% ※借入極 度額（借 入金額） に対する 保証料率	有 (1)、(2)	担保 保証人 原則として保 証金額50,000 千円超のみ徴 求 原則として法 人代表者以外 不要	—	—	—	—	—
1年間 もしくは 2年間	1.62%～ 0.39% ※借入極 度額（借 入金額） に対する 保証料率	有 (1)、(2)	担保 保証人 原則として不 要 原則として法 人代表者以外 不要	—	—	—	—	—

制 度 名	対 象	資金使途	保 証 限 度 額 (千円)
新 事 業 開 拓 保 証	協会が定める「新事業実施認定要領」に基づいて信用保証協会が認定した事業を行うもの。	運 転 設 備	200,000 組合 400,000
海 外 投 資 関 係 保 証	県内に主たる事業所を有し、客観的に事業を行っていることが明らかなもので、海外直接投資をするもの。	海外直接 投資の事 業に要す る資金	200,000 組合 400,000
労 働 力 確 保 関 連 保 証	県内に主たる事業所を有し、客観的に事業を行っていることが明らかなもので、雇用改善計画について県知事の認定を受けた組合等及びその構成員たる中小企業者であって、その改善計画に従って改善事業を実施するもの。	改善事業 を実施す るために 必要な資 金	280,000 組合 480,000
中 小 小 売 商 業 関 連 保 証	経済産業大臣等の認定を受けた高度化事業計画（商店街整備計画、店舗集団化計画、共同店舗等整備計画、電気計算機利用経営管理計画及び連鎖化事業計画に限る。）に基づく高度化事業を実施するもの及び経済産業大臣等の認定を受けた連鎖化事業計画に係わる連鎖化事業に加盟するものであって、当該計画に基づく高度化事業と密接に関連する事業を実施するもの。	高度化事 業の実施 に必要な 資金及び 連鎖化事 業と密接 に関連す る事業の 実施に必 要な資金	280,000 組合 480,000
商店街整備等支援関連保証	中小小売商業振興法に基づく商店街整備等支援計画について経済産業大臣の認定を受けた公益法人であって、当該認定計画に基づく高度化事業を実施するもの。ただし、その出資金額又は拠出された金額の2分の1以上が中小企業者により出資又は拠出されているものに限る。	高度化事 業の実施 に必要な 資金	280,000

保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備 考				
				借入金	損失補償	補 給 金		その他
						保証料	保険料	
運転 10年以内 設備 15年以内	1.10%	有 (1)、(2)	担 保 必要に応じて 徴求 保証人 原則として法 人代表者以外 不要	—	—	—	—	—
15年以内	1.10%	有 (1)、(2)	担 保 必要に応じて 徴求 保証人 原則として法 人代表者以外 不要	—	—	—	—	—
10年以内	0.80%	有 (1)	担 保 必要に応じて 徴求 保証人 原則として法 人代表者以外 不要	—	—	—	—	—
10年以内	0.80%	有 (1)	担 保 必要に応じて 徴求 保証人 原則として法 人代表者以外 不要	—	—	—	—	—
10年以内	1.15%	有 (1)、(2)	担 保 必要に応じて 徴求 保証人 原則として法 人代表者以外 不要	—	—	—	—	—

制 度 名	対 象	資金使途	保 証 限 度 額 (千円)
創 業 関 連 保 証	(1)産業競争力強化法（以下「法」という。）第2条第31項第1号、第3号及び第5号に掲げる次の創業者であって、事業開始に係る具体的計画を有するもの。 ①事業を営んでいない個人であって、1月以内（法第2条第31項第1号に規定する認定特定創業支援等事業（以下「認定特定創業支援等事業」という。）により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、6月以内）に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの（法第2条第31項第1号） ②事業を営んでいない個人であって、2月以内（認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、6月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの（法第2条第31項第3号） ③中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的な計画を有するもの（法第2条第31項第5号） (2)法第2条第31項第2号、第4号及び第6号に掲げる以下の創業者である中小企業者であって事業を開始した日又は、会社を設立した日以後5年を経過していないもの。 ①事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの（法第2条第31項第2号） ②事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの（法第2条第31項第4号） ③中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの（法第2条第31項第6号） (3)上記(2)①に規定する創業者であって新たに会社（中小企業者に限る。）を設立したもの（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、同条第31項第4号に掲げる創業者とみなされるもの（法第129条第2項）。	運転設備	一般無担保保険 80,000以内 (1)35,000 (2)創業者の創業関連資金については、創業関連保証及び再挑戦支援保証を併用することが可能である。これらの制度を併用した場合の限度額は、35,000

保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備考				
				借入金	損失補償	補給金		その他
						保証料	保険料	
10年以内	0.95%	有 (1)	担保不要 保証人 原則として法人代表者以外不要	—	有	—	—	—

制 度 名	対 象	資金使途	保 証 限 度 額 (千円)
流動資産担保融資保証	事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者。 (ただし、棚卸資産を担保とする場合は法人に限る。)	事業資金	200,000
事業再生保証	次の各号のいずれにも該当する中小企業者 (1)次の①又は②のいずれかに該当する者。 ①再生事件又は更生事件が係属している者 ②民事再生法（平成11年法律第225号）第188条第1項の規定に基づき再生手続終結の決定を受けた者（再生計画が遂行された場合その他の経済産業省令で定める場合を除く。） (2)再生計画の認可又は更生計画の認可の決定が確定した後3年を経過していない者。 (3)次の①及び②のいずれにも該当する者。 ①金融機関及び取引先から取引の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められること ②償還が見込まれること	①原材料の購入のための費用 ②商品の仕入れのための費用 ③商品の生産に係る労務費及び経費 ④設備の増強、改良又は補修等のための費用 ⑤販売費及び一般管理費 ⑥借入金利息の弁済のための費用 ⑦金銭債権の弁済のための費用	200,000

保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備 考				
				借入金	損失補償	補 給 金		その他
						保証料	保険料	
1年 ただし、 個別保証 は1年以 内	0.68% ※借入極 度額（借 入金額） に対する 保証料率	有 (1)	担 保 申込人の有する流動資 産のみ徴求 ただし、個別保証の場 合は、売掛債権のみ徴 求 （金融機関と協会の準 共有とする。ただし、 電子記録債権を担保と するときは、この限り でない） 保証人 不要	—	—	—	—	割合保証 80%
10年以内	2.20%	有 (1)、(2)	担 保 必要に応じて 徴求 保証人 原則として法 人代表者以外 不要	—	有	—	—	100% 保証

制 度 名	対 象	資金使途	保 証 限 度 額 (千円)
事業再生円滑化関連保証	金融機関の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められ、次のいずれかに該当する中小企業者 ①特定認証紛争解決手続によって事業再生を図ろうとするもの ②独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受け事業再生を図ろうとするもの ③認定支援機関の指導又は助言を受け事業再生を図ろうとするもの	①原材料の購入のための費用 ②商品の仕入れのための費用 ③商品の生産に係る労務費及び経費 ④設備の増強、改良又は補修等のための費用 ⑤販売費及び一般管理費 ⑥借入金利息の弁済のための費用 ⑦少額の債権の弁済のための費用	280,000 組合 480,000

保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備考				
				借入金	損失補償	補給金		その他
						保証料	保険料	
3年以内	1.76% ただし、特別小口保険の対象の場合は0.95%	有 (1)	担保 必要に応じて 保証人 徴求 原則として法人代表者以外不要	—	—	—	—	割合保証 80% 特別小口保険の対象の場合は100%保証

制 度 名	対 象	資金使途	保 証 限 度 額 (千円)
下 請 振 興 関 連 保 証	主務大臣の承認を受けた振興事業計画に従って振興事業を実施する中小企業者	中小企業者が主務大臣の承認を受けた振興事業計画に従って振興事業を行うのに必要な資金	280,000 組合等 400,000 無担保無保証人保証 20,000 流動資産担保保証 200,000 中小企業者が組合等 680,000

保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備考				
				借入金	損失補償	補給金		その他
						保証料	保険料	
原則として 運転 5年以内 設備 7年以内	普通保証 及び無担 保保証 1.90%～ 0.45% 無担保無 保証人保証 小口零細 2.20%～ 0.50%、 特別小口 0.95% 流動資産 担保保証 0.56%	有 (1)、(2)	物的担保 8,000万円超は原則と して徴求 ただし、流動資産担保 保証を利用する場合は、 金額にかかわらず、申 込人が主務大臣の承認 を受けた振興事業計画 に従って振興事業を実 施する親事業者（法第 2条第2項に規定する 親事業者をいい、当該 振興事業計画に従って 振興事業を実施する下 請事業者（法第2条第 4項に規定する下請事 業者をいう）であって 当該振興事業計画に従 って振興事業を実施す る他の下請事業者の親 事業者であるもの及び 振興事業計画について 主務大臣の承認を受け た事業協同組合その他 の団体の構成員である 下請事業者であって当 該団体の構成員である 他の下請事業者の親事 業者であるものを含 む）に対して有する売 掛債権のみ徴求 （金融機関と信用保証 協会の準共有とする。 ただし、電子記録債権 を担保とするときは、 この限りでない） 保証人 原則として法人代表者 以外不要（流動資産担 保保証を利用する場合 は、不要）	—	—	—	—	普通保証 及び無担 保保証は、 責任共有 制度の方 式 無担保無 保証人保 証は、責 任共有制 度の対象 除外 流動資産 担保保証 は、割合 保証80%

制 度 名	対 象	資金使途	保 証 限 度 額 (千円)
借 換 保 証	緊急保証を経営安定関連保証による借換え。 ①保証申込時点において、緊急保証に係る既往借入金の残高があること ②適切な事業計画を有していること ③中小企業信用保険法第2条第5項各号のいずれかの規定に基づいた市町長の認定書を有すること	緊急保証に係る既往借入金の返済資金及び事業計画に応じた当該返済資金以外の事業資金	280,000 組合 480,000 ただし、中小企業信用保険法第2条第5項第6号の認定の場合 380,000 組合 480,000
	一般保証、経営安定関連保証（セーフティネット保証）又は中小企業金融安定化特別保証（特別保証）を経営安定関連保証による借換え。 ①保証申込時点において一般保証、経営安定関連保証（緊急保証を除く）又は特別保証に係る既往の借入金の残高があること ②適切な事業計画を有していること ③中小企業信用保険法第2条第5項各号のいずれかの規定に基づいた市町長の認定書を有すること	保証付き既往借入金の返済資金及び事業計画に応じた当該返済資金以外の事業資金	280,000 組合 480,000 ただし、中小企業信用保険法第2条第5項第6号の認定の場合 380,000 組合 480,000
	上記以外については利用する各制度の要綱の定めるところによる。		
	条件変更改善型借換保証による借換え。 ①保証申込時点において、信用保証協会の保証付き既往借入金の残高があること ②①の既往借入金の全部又は一部について返済条件の緩和を行っていること ③金融機関及び認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項の認定経営革新等支援機関をいう。以下同じ。）の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと	保証付き既往借入金の返済資金及び事業計画に応じた当該返済資金以外の事業資金	280,000 組合 480,000

保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備 考				
				借入金	損失補償	補 給 金		その他
						保証料	保険料	
原則として 10年以内	責任共有 0.80% 責任共有外 0.95%	有 (1)	原則として、本制度の 利用により返済する緊急 保証に係る既往借入金 の保証条件に比べて中 小企業者に不利になら ないもの 返済資金以外の事業資 金を含めて保証を行う 場合にあっては、通常 の借入れに対する保証 と同様	—	有	—	—	—
原則として 10年以内	責任共有 0.80% 責任共有外 0.95%	有 (1)	原則として、本制度の 利用により返済する保 証付きの既往借入金の 保証条件に比べて中小 企業者に不利にならない もの 返済資金以外の事業資 金を含めて保証を行う 場合にあっては、通常 の借入れに対する保証 と同様	—	有	—	—	—
15年以内	1.90%～ 0.45%	有 (1)、(2)	原則として、本制度の 利用により返済する保 証付きの既往借入金の 保証条件に比べて中小 企業者に不利にならない もの 返済資金以外の事業資 金を含めて保証を行う 場合にあっては、通常 の借入れに対する保証 と同様	—	—	—	—	—

制 度 名	対 象	資金使途	保 証 限 度 額 (千円)
特 定 信 用 状 関 連 保 証	外国法人（新たに設立されるものを含む。）と経営を実質的に支配していると認められる次のいずれかの関係にある中小企業者。 ①外国法人の発行済株式若しくは持分又はこれらに類似するもの（以下「株式等」という。）の総数又は総額の100分の50以上に相当する数又は額の株式等を事業者が所有する関係 ②次のイ又はロに該当し、かつ、外国法人の役員その他これに相当する者（以下「役員等」という。）の総数の2分の1以上を事業者の役員又は職員が占める関係 イ 当該外国法人の株式等の総数又は総額の100分の40以上、100分の50未満に相当する数又は額の株式等を当該事業者が所有していること。 ロ 当該事業者の所有する当該外国法人の株式等の数又は額が100分の20以上、100分の40未満であって、かつ、他のいずれの一の者が所有する当該外国法人の株式等の数又は額をも下回っていないこと。 ③外国法人の株式等の総数又は総額の100分の50以上に相当する数又は額の株式等を、子会社若しくは外国子会社（事業者が前二号に規定する関係を有する場合における当該各号の外国法人をいう。）（以下「子会社等」という。）又は子会社等及び当該事業者が所有する関係 ④次のイ又はロに該当し、かつ、外国法人の役員等の総数の2分の1以上を、子会社等又は子会社等及び当該事業者の役員等又は職員が占める関係 イ 当該外国法人の株式等の総数又は総額の100分の40以上、100分の50未満に相当する数又は額の株式等を、子会社等又は子会社等及び当該事業者が所有していること。 ロ 子会社等又は子会社等及び当該事業者の所有する当該外国法人の株式等の数又は額が、当該外国法人の株式等の総数又は総額の100分の20以上、100分の40未満であって、かつ、他のいずれの一の者が所有する当該外国法人の株式等の数又は額をも下回っていないこと。	特定信用状発行契約に基づく債務（外国関係法人の借入金であって、当該中小企業者の事業の振興に必要な資金）	200,000

保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備考				
				借入金	損失補償	補給金		その他
						保証料	保険料	
1年以内	1.90%～ 0.45% ※償還債務 額に対する 保証料率	有 (1)、(2)	担保 保証人 必要に応じて 徴求 原則として法 人代表者以外 不要	—	—	—	—	割合保証 80%

制 度 名	対 象	資金使途	保 証 限 度 額 (千円)
がんばる企業支援資金 5 0 0 0 保 証	県内に主たる事業所を有し、県内で1年以上引 続き同一事業を営んでいるもので、別に定める 要件を満たすもの。	運 転	50,000
ダ ッ シ ュ 短 期 保 証	県内に主たる事業所を有し、県内で1年以上引 続き同一事業を営んでいるもので、別に定める 要件を満たすもの。	運 転	20,000
小 口 零 細 企 業 保 証	次に掲げる中小企業信用保険法第2条第3項第 1号から第6号までに定める小規模企業者。 (1)常時使用する従業員の数が20人（商業または サービス業を主たる事業とする事業者につい ては5人）以下の会社及び個人であって、中 小企業信用保険法施行令第1条第1項に定め る業種に属する事業（以下「特定事業」とい う。）を行うもの（(2)に掲げるものを除く。） (2)常時使用する従業員の数がその業種ごとに政 令で定める数以下の会社及び個人であって、 その政令で定める業種に属する事業を主たる 事業とするもののうち、特定事業を行うもの (3)事業協同小組合であって、特定事業を行うも の又はその組合員の3分の2以上が特定事業 を行う者であるもの (4)特定事業を行う企業組合であって、その事業 に従事する組合員の数が20人以下のもの (5)特定事業を行う協業組合であって、常時使用 する従業員の数が20人以下のもの (6)医業を主たる事業とする法人であって、常時 使用する従業員の数が20人以下のもの（上記 (1)から(5)に掲げるものを除く。）	事業資金	20,000 ＜既存残高との合 計で20,000の範囲 内となる新規の保 証に限る＞
一 括 支 払 契 約 保 証	中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号） 第3条の11第1項に基づく特定支払債務のうち、 対象金融機関が申込人に対する売掛金債権等を 有する事業者（以下「納入企業」という。）か ら当該売掛金債権等の譲受けその他の行為に基 づいて、当該売掛金債権等の支払期日より前に 納入企業に対して金銭を支払うことにより負担 することとなる中小企業者の支払債務。	支払債務	1,000,000

保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担 保 又 は 保 証 人 の 保 証 の 徴 求	備 考				
				借入金	損失補償	補 給 金		その他
						保証料	保険料	
10年以内	1.90% ～0.45%	有 (1)	担 保 不要 保証人 原則として法人代表者以外 不要	—	—	—	—	—
1 年以内	1.90% ～0.45%	有 (1)	担 保 不要 保証人 原則として法人代表者以外 不要	—	—	—	—	—
運転 5 年以内 設備 10年以内	2.20% ～0.50%	有 (1)、(2)	担 保 原則として不要 保証人 原則として法人代表者以外 不要	—	—	—	—	100% 保証
1 年以内 (ただし、 更新は妨 げない)	2.20% ～0.50% ※保証割合 を乗ずる	有 (2)	担 保 必要に応じて 保証人 徴求 個人保証人は 不要	—	—	—	—	割合保証 70%以下

制 度 名	対 象	資金使途	保 証 限 度 額 (千円)
予 約 保 証	次に定める事由のいずれにも該当しない中小企業者。 (1)同一事業の業歴が3年以上ない (2)申込金融機関との与信取引が1年以上ない (3)中小企業信用保険法施行規則第20条に定める中小企業者（個人たる中小企業者を除く。）に係る保険関係の成立後3年間における保険事故の発生率が20.7249%以上である (4)中小企業信用保険法施行規則第20条に定める個人たる中小企業者に係る保険関係の成立後1年間における保険事故の発生率が4.6883%超である (5)中小企業信用保険法施行規則第21条各号に定める事由に該当する	事業資金 ただし、旧債決済資金は対象外	20,000 ただし、小口零細企業保証を利用する場合は 5,000

保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備考				
				借入金	損失補償	補給金		その他
						保証料	保険料	
5年以内 (ただし、 小口零細 企業保証 制度を利用する場 合は、 運転 5年以内 設備 10年以内)	1.90%～ 0.60% ※借入金額 に対する 保証料率 小口零細 企業保証 を利用す る場合は 2.20%～ 0.70% ※保証委託 額に対する 保証料率 ただし、予 約時の信用 力に対応し た保証料率 よりも一區 分高い料率 を適用する。	有 (1)、(2)	担保 必要に応じて 徴求 原則として法 人代表者以外 不要	—	—	—	—	—

制 度 名	対 象	資金使途	保 証 限 度 額 (千円)
東日本大震災復興緊急保証	(1)特定被災区域内に事業所を有し、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害により当該事業所等に損害を受けたことについて、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令（以下「経産政令」という。）第2条第1項の規定により市区町村長等の証明を受けた中小企業者 (2)平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害に際し、原子力災害対策特別措置法第15条第2項第1号の緊急事態応急対策を実施すべき区域として公示された区域内に事業所を有することについて、経産政令第2条第1項の規定により市区町村長等の証明を受けた中小企業者 (3)特定被災区域内に事業所を有する中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることについて、経産政令第2条第1項の規定によりその住所地を管轄する市区町村長等の証明を受けたもの (4)(1)ないし(3)に掲げる中小企業者を構成員とする中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体	経営の安定に必要な事業資金（事業再建に必要な資金を含む） ただし、指定区域外の市町村長等から経産政令第2条第1項の規定により証明を受けたものについては、本制度の保証に係る既往借入金の範囲内の額による借換資金又は（株）東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興機構が買取りをした債権に限る	280,000 組合 480,000 無担保無保証人保証 20,000 経営安定関連保証、 危機関連保証及び 災害関係保証と合 算した場合 560,000 組合 960,000 無担保無保証人保証 40,000

保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備考				
				借入金	損失補償	補給金		その他
						保証料	保険料	
10年以内	0.80%	有 (1)	担保 必要に応じて 保証人 徴求 原則として法人代表者以外 不要	—	有	—	—	100% 保証

制 度 名	対 象	資金使途	保 証 限 度 額 (千円)
経 営 力 強 化 保 証	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者	一般関係 事業資金 経営安定 関連保証 (5号) 経営の安 定に必要な事業資 金（既往 の新型コ ロナウイ ルス感染 症関連保 証に係る 借入金を 借り換え る場合に 限る） ただし、 上記のい ずれにつ いても事 業計画の 実施に必 要な資金 に限る	280,000 組合 480,000

保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備考				
				借入金	損失補償	補給金		その他
						保証料	保険料	
一括返済 1年以内 分割返済 運転 5年以内 設備 7年以内 ただし、 本制度に よって保 証付きの 既往借入 金を借り 換える場 合は10年 以内	一般関係 1.75%～ 0.45% ※借入金額 に対する 保証料率 経営安定 関連保証 (5号) 0.80% ※借入金額 に対する 保証料率 ただし、申 込時の信用 力に対応し た保証料率 が最も低い 保証料率の 場合及び中 小企業信用 保険法施行 規則（昭和 37年通商産 業省令第14 号）第21条 各号に定め る事由に該 当する場合 は、一区分 低い料率の 適用は行わ ない。	一般 関係 有 (1)、(2) 経営 安定 関連 保証 (5号) 有 (1)	担保 保証人 必要に応じて 徴求 原則として法 人代表者以外 不要	—	一部 有	—	—	—

制 度 名	対 象	資金使途	保 証 限 度 額 (千円)
事業再生計画実施関連保証	以下に掲げるいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者。 ①独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ②認定支援機関（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第59条第1項に規定する産業復興相談センターを含む。）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ③特定認証紛争解決手続（法第2条第22項に規定）に従って作成された事業再生計画 ④株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画 ⑤株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）に基づき設置）が再生支援決定を行った事業再生計画 ⑥株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設置）が支援決定を行った事業再生計画 ⑦私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 ⑧自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく調停における調書（同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。）又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの ⑨中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画 ⑩独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 ⑪経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画 ⑫中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画	事業資金 ただし、事業再生の計画の実施に必要な資金に限る	280,000 組合 480,000

保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備考				
				借入金	損失補償	補給金		その他
						保証料	保険料	
一括返済 1年以内	責任共有 0.80% ※借入金額 に対する 保証料率	有 (1)	担保 必要に応じて 徴求 保証人 原則として法人代表者以外 不要	—	有	—	—	—
分割返済 15年以内	責任共有外 1.00% ※保証委託 額に対する 保証料率							

制 度 名	対 象	資金使途	保 証 限 度 額 (千円)
財務要件型無保証人保証	以下の(1)から(3)のいずれかに該当する中小企業者。 (1)純資産額が5千万円以上3億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること。 ①自己資本比率が20%以上であること。 ②純資産倍率が2.0倍以上であること。 ③使用総資本事業利益率が10%以上であること。 ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが2.0倍以上であること。 (2)純資産額が3億円以上5億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること。 ①自己資本比率が20%以上であること。 ②純資産倍率が1.5倍以上であること。 ③使用総資本事業利益率が10%以上であること。 ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが1.5倍以上であること。 (3)純資産額が5億円以上であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること。 ①自己資本比率が15%以上であること。 ②純資産倍率が1.5倍以上であること。 ③使用総資本事業利益率が5%以上であること。 ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが1.0倍以上であること。 (注) 各指標については、保証協会への申込みの日の直前の決算におけるものとする。	事業資金	280,000 組合 480,000

保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備考				
				借入金	損失補償	補給金		その他
						保証料	保険料	
一括返済 2年以内 分割返済 7年以内	1.90%～ 0.45% ※借入金額 に対する 保証料率	有 (1)、(2)	担保 必要に応じて 保証人 徴求 不要	—	—	—	—	—

制 度 名	対 象	資金使途	保 証 限 度 額 (千円)
危 機 関 連 保 証	保険法第2条第6項の規定により経営の安定に支障を生じていることについて市町村長又は特別区長の認定を受けた中小企業者	経営の安定に必要な事業資金	280,000 組合 480,000 無担保無保証人保証 20,000 災害関係保証、東日本大震災復興緊急保証及び経営安定関連保証と合算した場合 560,000 組合 960,000 無担保無保証人保証 40,000
自 主 廃 業 支 援 保 証	現在事業を行っている中小企業者であって、以下に掲げる(1)から(3)までの要件を全て満たすもの。 (1)事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自ら廃業を選択するもの。 (2)直近決算が実質的に債務超過でなく、完済が求められる債務について事業清算により完済が見込めること。 (3)バンクミーティング等（債権者たる金融機関等の関係者が当該申込人への支援の方向性、内容等を検討する場）により合意に至った廃業計画書に従って計画の実行及び進捗の報告を行うもの。	廃業計画の実施に必要な事業資金	30,000

保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備考				
				借入金	損失補償	補給金		その他
						保証料	保険料	
10年以内	0.80%	有 (1)	担保 必要に応じて 保証人 徴求 原則として法人代表者以外 不要	—	有	—	—	—
1年以内 (かつ、 終期は解散予定日 より前)	1.90%～ 0.45% ※借入金額 に対する 保証料率	有 (1)、(2)	担保 必要に応じて 保証人 徴求 原則として法人代表者以外 不要	—	—	—	—	—

制 度 名	対 象	資金使途	保 証 限 度 額 (千円)
事業承継サポート保証	以下の全ての要件を満たすもの。 (1)事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を持株会社が保有する旨の事業承継計画（以下の全ての項目を記載しているものに限る。）を策定していること。 ①事業承継の類型 ②持株会社および事業会社の概要 ③持株会社の株主構成・出資比率 ④事業会社の計画実施前、実施後の株主構成・出資比率 ⑤持株会社および事業会社の収支計画 ⑥事業承継を行う背景・理由 ⑦持株会社方式および併用する他の事業承継手法による効果 ⑧事業会社の株式評価 ⑨資金調達方法を策定していること。 (2)持株会社は、事業会社の事業活動を支配することを目的としていること。 (3)持株会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を後継者が保有していること。 (4)承継の対象となる事業会社が中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業を行っていること。 (5)承継の対象となる事業会社において、株式所有の分散、または株式評価の高騰等の要因により、事業承継計画に基づく事業承継の必要が生じていること。	後継者への事業承継を目的とした事業承継計画の実施に必要な資金（持株会社が被後継者の保有する事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を一括で取得する資金および附帯費用に限る）ただし、後継者が既に事業会社の発行済議決権株式を取得しており、今回持株会社が取得する株式と合計して3分の2以上になる場合は、3分の2に満たない一括取得を可能とする	280,000

保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備考				
				借入金	損失補償	補給金		その他
						保証料	保険料	
15年以内	初年度決算 未到来の持 株会社を対 象とする場 合、借入金 額に対して 1.15% 初年度決算 が到来して いる持株会 社を対象と する場合、 借入金額に 対して 1.90%～ 0.45%	有 (1)、(2)	担保 必要に応じて 徴求 保証人 原則として法 人代表者以外 不要	—	—	—	—	—

制 度 名	対 象	資金使途	保 証 限 度 額 (千円)
事 業 承 継 特 別 保 証	次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当する中小企業者。 ただし、本制度を既に利用している中小企業者は、上記に該当することに加え、本制度1回目の保証日（ただし、貸付実行されたものに限る。）から3年以内に保証申込みを行うものに限る。 (1)信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 (2)令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの (3)次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと。なお、①から③までについては、信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、④については、信用保証協会への申込日(注1)に満たしていることを要するものとする。 ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率（(借入金・社債－現預金)÷(営業利益＋減価償却費)）が10倍以内であること ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと (注1) 申込日が、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第6項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。	対象(1)にあたっては、保証人（個人に限る。以下この項において同じ）を提供していない既往借入金の返済資金以外のもの 対象(2)にあたっては、事業承継前における保証人を提供している既往借入金の返済資金	280,000

保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備考				
				借入金	損失補償	補給金		その他
						保証料	保険料	
一括返済 1年以内	借入金額に 対し 1.90%～ 0.45%	有 (1)、(2)	担保 必要に応じて 徴求 保証人 不要	—	—	—	—	—
分割返済 10年以内	ただし、ガ バナンス体 制の整備に 関するチェ ックシート に掲げる項 目のうち、 確認が必要 な項目の全 てについて 専門家が満 たすものと 判断したと きは、借入 金額に対し 1.15%～ 0.20%	ただし、 専門家が満 たすものと 判断したと きは、借入 金額に対し 1.15%～ 0.20% は、適用し ない。						

制 度 名	対 象	資金使途	保 証 限 度 額 (千円)
事業再生計画実施関連保証 (感 染 症 対 応 型)	以下に掲げるいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者。 ①独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ②認定支援機関（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第59条第1項に規定する産業復興相談センターを含む。）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ③特定認証紛争解決手続（法第2条第22項に規定）に従って作成された事業再生計画 ④株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画 ⑤株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）に基づき設置）が再生支援決定を行った事業再生計画 ⑥株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設置）が支援決定を行った事業再生計画 ⑦私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 ⑧自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく調停における調書（同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。）又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの ⑨中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画 ⑩独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 ⑪経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画 ⑫中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画	事業資金 ただし、事業再生の計画の実施に必要な資金に限る	280,000 組合 480,000

保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備考				
				借入金	損失補償	補給金		その他
						保証料	保険料	
一括返済 1年以内 分割返済 15年以内	責任共有 0.80% ※借入金額 に対する 保証料率 責任共有外 1.00% ※保証委託 額に対する 保証料率 ただし、経 営者保証免 除対応を適 用する場合 は、それぞ れ0.20%上 乗せ	無	担保 必要に応じて 保証人 徴求 原則として法 人代表者以外 不要（免除対 応を適用する 場合は不要）	—	一部 有	連合会	—	—

制 度 名	対 象	資金使途	保 証 限 度 額 (千円)
事業再生計画実施関連保証 (経営改善・再生支援強化型)	以下に掲げるいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者。 ①独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ②認定支援機関（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第59条第1項に規定する産業復興相談センターを含む。）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ③特定認証紛争解決手続（法第2条第22項に規定）に従って作成された事業再生計画 ④株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画 ⑤株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）に基づき設置）が再生支援決定を行った事業再生計画 ⑥株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設置）が支援決定を行った事業再生計画 ⑦私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 ⑧自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく調停における調書（同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。）又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの ⑨中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画 ⑩独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 ⑪経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画 ⑫中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画	事業資金 ただし、事業再生の計画の実施に必要な資金に限る	280,000 組合 480,000

保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備考				
				借入金	損失補償	補給金		その他
						保証料	保険料	
一括返済 1年以内 分割返済 15年以内	責任共有 0.80% ※借入金額 に対する 保証料率 責任共有外 1.00% ※保証委託 額に対する 保証料率 ただし、経 営者保証免 除対応を適 用する場合 は、それぞ れ0.20%上 乗せ	無	担保 必要に応じて 保証人 徴求 原則として法 人代表者以外 不要（免除対 応を適用する 場合は不要）	—	一部 有	連合会	—	—

制 度 名	対 象	資金使途	保 証 限 度 額 (千円)
伴 走 支 援 型 特 別 保 証 (令和6年7月1日廃止)	次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画（以下「計画」という。）を策定した中小企業者。 (1)中小企業信用保険法（以下「保険法」という。）第2条第5項第4号の規定による認定を受けていること（注1） (2)保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けていること（注1） (3)次の①又は② i から vi のいずれかに該当すること（注1）（注2） ①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること ② i 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること ii 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること iii 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること iv 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること v 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること vi 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること (4)激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて指定された令和六年能登半島地震による災害に限る。）について、災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けたこと（注1） 注1：保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く。 注2：保険法第3条の規定による普通保険に係る保証及び同法第3条の2の規定による無担保保険に係る保証（いずれも一般分に限る。）に限る。	対象(1)及び(2)については、経営の安定に必要な事業資金 対象(3)については、事業資金 対象(4)については、事業の再建に必要な資金	100,000

保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備考				
				借入金	損失補償	補給金		その他
						保証料	保険料	
一括返済 1年以内	対象(1)、(2) 及び(4)につ いては、 0.85% ※借入金額 に対する 保証料率	無	担保 必要に応じて 徴求 保証人 原則として法 人代表者以外 不要（免除対 応を適用する 場合は不要）	—	有	連合会	—	—
分割返済 10年以内	対象(3)につ いては、 責任共有 1.90%～ 0.45% 責任共有外 2.20%～ 0.50% ※借入金額 に対する 保証料率							
	ただし、経 営者保証免 除対応を適 用する場合 は、それぞ れ0.20%上 乗せ							

制 度 名	対 象	資金使途	保 証 限 度 額 (千円)
スタートアップ 創出促進保証	次のいずれかに該当する創業者及び創業者である中小企業者を対象とする。 (1)事業を営んでいない個人であって、2月以内（認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、6月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの（産業競争力強化法（平成25年法律第98号）（以下「法」という。）第2条第31項第3号）。 (2)中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの（法第2条第31項第5号）。 (3)事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの（法第2条第31項第4号）。 (4)中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの（法第2条第31項第6号）。 (5)法第2条第31項第2号に規定する創業者（事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの）であって新たに会社（中小企業者に限る。）を設立したもの（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、同条第31項第4号に掲げる創業者とみなされるもの（法第129条第2項）。	創業者が創業者である期間内に法第2条第30項に規定する創業により行う事業の実施のため必要となる設備資金及び運転資金	35,000

保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備考				
				借入金	損失補償	補給金		その他
						保証料	保険料	
10年以内	1.15%	有 (1)	担保不要 保証人不要	—	有	連合会	—	—

制 度 名	対 象	資金使途	保 証 限 度 額 (千円)
事業者選択型経営者 保証非提供促進特別保証	次の(1)から(5)までのいずれにも該当する法人である中小企業者。 ただし、法人の設立後最初の事業年度（以下「設立事業年度」という。）の決算がない法人である中小企業者は(1)、(2)及び(3)、設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人である中小企業者は(3)の申込人資格要件は問わない。 (1)信用保証協会への保証申込日（以下「申込日」という。）以前2年間（法人の設立日から起算して申込日までの期間が2年間に満たない場合は、その期間）において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。 (2)申込日の直前の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。 (3)次の両方又はいずれかを満たすこと。 ①申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過※1でないこと。 ②申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと※2。 (4)次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。 ①申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。 ②申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当金その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないこと。 (5)信用保証料率の引上げ※3により経営者保証を提供しないことを希望していること。 ※1「純資産の額≥ 0」であること。 ※2「経常利益+減価償却≥ 0」であること。 ※3 中小企業信用保険法施行規則（昭和37年通商産業省令第14号）第4条の2第5号に掲げる規定に基づき、保険料率が加算されることに伴うものに限る。	事業資金	一般関係に係る保証について、 80,000 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。）第12条に規定する経営安定関連保証であって、同法第2条第5項第4号又は第5号の特定中小企業者に係るものについては、上記とは別に80,000

保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備考				
				借入金	損失補償	補給金		その他
						保証料	保険料	
一括返済 1年以内	対象(3)①及び②のいずれにも該当する場合は、信用保証協会所定の信用保証料率に0.25%を上乗せした信用保証料率とし、申込日に応じて0.05%から0.15%※に相当する額を国が補助する	無	担保 不要 保証人 不要	—	—	連合会	—	—
分割返済 10年以内	対象(3)①又は②のいずれか一方のみに該当する場合又は法人の設立後2事業年度の決算がない場合は、信用保証協会所定の信用保証料率に0.45%を上乗せした信用保証料率とし、申込日に応じて0.05%から0.15%※に相当する額を国が補助する							
	※補助期間は制度創設から3年目までとし、具体的には、令和6年3月15日から							

制 度 名	対 象	資金使途	保 証 限 度 額 (千円)
プロパー融資借換特別保証	申込金融機関から経営者保証を提供したプロパー融資を受けており、かつ、次の(1)から(4)までに定める全ての要件を満たす法人である中小企業者。 ただし、(1)から(3)までについては、信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、(4)については、信用保証協会への申込日に満たしていることを要するものとする。 (1)資産超過であること (2)EBITDA有利子負債倍率（(借入金・社債－現預金) ÷ (営業利益＋減価償却費)）が10倍以内であること (3)法人・個人の分離がなされていること (4)返済緩和している借入金がないこと	事業資金であって、経営者保証を提供している申込金融機関の既往プロパー融資の返済資金	280,000 組合 480,000 ただし、申込金融機関における保証限度額（既往の本制度残高を含む。）は、申込金融機関において経営者保証を提供していないプロパー融資残高（経営者保証を不要とし、かつ、保全のないプロパー融資を実行及び経営者保証を提供している既往のプロパー融資（本制度による返済部分を除く。）の全部又は一部について経営者保証を解除し、かつ、解除したプロパー融資については保全がないことのいずれかまたは両方を実行した融資の残高を含む。）の範囲内とする。

保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備考				
				借入金	損失補償	補給金		その他
						保証料	保険料	
	令和7年3月31日までは0.15%、 令和7年4月1日から 令和8年3月31日までは0.10%、 令和8年4月1日から 令和9年3月31日までは0.05%とする							
一括返済 1年以内 分割返済 10年以内	1.90%～ 0.45% ※借入金額 に対する 保証料率	無	担保 必要に応じて 保証人 徴求 不要	—	—	—	—	—

制 度 名	対 象	資金使途	保 証 限 度 額 (千円)
協調支援型特別保証制度	次の(1)または(2)のいずれかに該当する中小企業者。 (1)申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上（融資期間12か月以上）のプロパー融資を受けること。 (2)申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。	事業資金	280,000 組合 480,000
農商工等連携事業関連保証	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する農商工等連携事業計画を主務大臣に提出し、認定を受けた法第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、認定農商工等連携事業計画に従って農商工等連携事業を実施するもの。	農商工等連携事業の実施のため必要となる設備資金及び運転資金	1,280,000 組合 1,880,000
再 挑 戦 支 援 保 証	以下に掲げる要件を満たすものであって、再挑戦支援保証の委託の申込みを以下の各号に定める事業の廃止の日又は解散の日から5年を経過する日前に行ったもの（産業競争力強化法（以下「法」という。）第129条第4項第2号）。 (1)事業を営んでいない個人であって、1月以内（法第2条第31項第1号に規定する認定特定創業支援等事業（以下「認定特定創業支援等事業」という。）により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、6月以内）に新たに事業を開始する具体的計画を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの。 ①過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの。 ②過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの。 (2)事業を営んでいない個人であって、2月以内（認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、6月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始す	申込人が法第2条第31項第1号から第4号に規定する創業者である期間内に法第2条第30項第1号及び第2号に規定する創業により行う事業の実施のため必要となる設備資金及び運転資金	一般無担保保険 80,000以内 (1)35,000 (2)創業者の創業関連資金については、創業関連保証及び再挑戦支援保証を併用することが可能である。これらの制度を併用した場合の限度額は、35,000

保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担 保 又は 保証 人の 保 証 の 徴 求	備 考				
				借入金	損失補償	補 給 金		その他
						保証料	保険料	
一括返済 1年以内 分割返済 10年以内	1.90%～ 0.45% ※借入金額 に対する 保証料率	無	担 保 必要に応じて 保証人 徴求 原則として法 人代表者以外 不要	—	有	連合会	—	—
原則として 運転 5年以内 設備 7年以内	新事業開拓 保証 1.30% 流動資産 担保保証 0.85% それ以外の 保証 0.95%	有 (1)、(2) 有 (1) 有 (1)	担 保 8,000万円超 は原則として 徴求 ただし、流動 資産担保保証 利用の場合は、 金額にかかわ らず徴求 保証人 原則として法 人代表者以外 不要	—	—	—	—	流動資産 担保保証 の場合は 80%保証
10年以内	0.95%	有 (1)	担 保 不要 保証人 原則として法 人代表者以外 不要	—	有	—	—	—

制 度 名	対 象	資金使途	保 証 限 度 額 (千円)
再 挑 戦 支 援 保 証	る具体的計画を有するもの（法第2条第31項第1号）のうち、次のいずれかに該当するもの。 ①過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの。 ②過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの。 (3)事業を営んでいない個人であって、事業を開始した日以後5年を経過していないもの（法第2条第31項第2号）のうち、次のいずれかに該当するもの。 ①過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの。 ②過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの。 (4)事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの（法第2条第31項第4号）のうち、次のいずれかに該当するもの。 ①当該会社を設立した個人が過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの。 ②当該会社を設立した個人が過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの。 (5)上記(3)に規定する創業者であって新たに会社（中小企業者に限る。）を設立したもの（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、同条第31項第4号に掲げる創業者とみなされるもの（法第129条第2項）のうち、次のいずれかに該当するもの。 ①当該会社を設立した個人が過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの。 ②当該会社を設立した個人が過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの。		

保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備考				
				借入金	損失補償	補給金		その他
						保証料	保険料	

制 度 名	対 象	資金使途	保 証 限 度 額 (千円)
経 営 承 継 関 連 保 証	次の(1)又は(2)に該当し、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条第1項第1号イ又は同条同項第2号イの規定による経済産業大臣の認定を受けた者。 (1)会社である中小企業者（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。以下「申込入」という。）であって、次の①から⑥までのいずれかの事由が生じていると認められること ①当該申込入以外の者が有する当該申込人の議決権株式を取得する必要があること ②当該申込入以外の者が有する当該申込人の事業用資産等を取得する必要があること ③当該申込人の代表者（代表者であった者を含む。）が死亡又は退任した後の3月間における当該申込人の売上高又は販売数量（以下「売上高等」という。）が、前事業年度の同時期の3月間における売上高等の100分の80以下に減少することが見込まれる（している）こと ④仕入先（当該申込人の仕入額の総額に占める当該仕入先からの仕入額の割合が100分の20以上である場合における当該仕入先に限る。以下同じ。）からの仕入れに係る取引条件について当該申込人の不利益となる設定又は変更が行われたこと ⑤取引先金融機関（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第1項に規定する金融機関、農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第1項に規定する農水産業協同組合、株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行、沖縄振興開発金融公庫及び株式会社日本政策投資銀行であって、当該申込人の借入金額の総額に占める当該取引先金融機関からの借入金額の割合が100分の20以上である場合における当該取引先金融機関に限る。以下同じ。）との取引に係る支障が生じたこと ⑥その他諸費用が生じたこと	①議決権株式の取得資金 ②事業用資産等の取得資金 ③事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金 ④他の共同相続人に対して負担する債務の返済資金又は遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金銭 ⑤運転資金	280,000 ただし、特別小口保険に係る保証を利用する場合は 20,000

保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備考				
				借入金	損失補償	補給金		その他
						保証料	保険料	
運転 10年以内 設備 15年以内	1.90%～ 0.45% ただし、特 別小口保険 の対象の場 合は 0.95%	有 (1)、(2) 有 (1)	担保 保証人 必要に応じて 徴求 原則として法 人代表者以外 不要	—	—	—	—	特別小口 保険の対 象の場合 は100% 保証

制 度 名	対 象	資金使途	保 証 限 度 額 (千円)
経 営 承 継 関 連 保 証	(2)個人である中小企業者であって、次の①から⑦までのいずれかの事由が生じていると認められること ①当該中小企業者以外の者が有する当該中小企業者の事業用資産等を取得する必要があること ②当該中小企業者が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した当該中小企業者の事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること ③当該他の個人である中小企業者が死亡又は当該他の個人である中小企業者が営んでいた事業を譲渡した後の3月間における当該中小企業者の売上高等が、前年の同時期の3月間における売上高等の100分の80以下に減少することが見込まれる（している）こと ④仕入先からの仕入れに係る取引条件について当該中小企業者の不利益となる設定又は変更が行われたこと ⑤取引先金融機関との取引に係る支障が生じたこと ⑥次に掲げるいずれかを内容とする判決が確定し、裁判上若しくは裁判外の和解があり、又は家事事件手続法により審判が確定し、若しくは調停が成立したこと イ) 当該個人が有する事業用資産等をもってする分割に代えて当該個人が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産分割 ロ) 当該個人が遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金銭の額 ⑦その他諸費用が生じたこと		
商店街活性化事業関連保証	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成21年法律第80号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する商店街活性化事業計画を経済産業大臣に提出し、認定を受けた法第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、認定商店街活性化事業計画に従って商店街活性化事業を実施するもの。	商店街活性化事業の実施のため必要となる設備資金及び運転資金	280,000 組合 480,000

保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備考				
				借入金	損失補償	補給金		その他
						保証料	保険料	
原則として 運転 5年以内 設備 7年以内	0.95%	有 (1)	担保 必要に応じて 保証人 徴求 原則として法人代表者以外 不要	—	—	—	—	特別小口 保険の対象の場合 は100% 保証

制 度 名	対 象	資金使途	保 証 限 度 額 (千円)
商 店 街 活 性 化 支 援 事 業 関 連 保 証	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成21年法律第80号。）第6条第1項に規定する商店街活性化支援事業計画を経済産業大臣に提出し、認定を受けた以下に掲げるものであって、認定商店街活性化支援事業計画に従って商店街活性化支援事業を実施するもの。 ①一般社団法人（社員総会における議決権の2分の1以上を中小企業者が有しているものに限る。） ②一般財団法人（設立に際して拠出された財産の価額の2分の1以上が中小企業者により拠出されているものに限る） ③特定非営利活動法人（社員総会における表決権の2分の1以上を中小企業者が有しているものに限る。）	商店街活性化支援事業の実施のため必要となる設備資金及び運転資金	280,000
経 営 力 向 上 関 連 保 証	次のいずれかに該当する特定事業者（注）。 (1)中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第17条第1項に規定する経営力向上計画を主務大臣に提出し、認定を受けた法第2条第5項に規定する特定事業者であって、認定経営力向上計画に従って経営力向上に係る事業を実施するもの。 (2)次の①から③のいずれにも該当するもの。 ①法第17条第1項に規定する経営力向上計画（認定申請日の直前の決算において、次の要件※1を備える者であることの記載があるものに限る。）を主務大臣に提出し、認定を受けた法第2条第5項に規定する特定事業者であって、認定経営力向上計画に従って事業承継等を行うもの。 ア 資産超過であること。 イ $EBITDA$有利子負債倍率（（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費））が10倍以内であること。 ②申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること。 ③信用保証協会への申込日※2において、返済緩和している借入金がないこと。 ※1 認定取得後、信用保証協会への申込日までに新しい決算が確定した場合は、当該決算においてもこの要件を満たすことが必要。 ※2 申込日が、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第6項の規定に基	認定経営力向上計画に従って行われる事業資金のうち、次に掲げるものに係る資金 対象(1)の場合、新事業活動の実施に必要なとなる設備資金及び運転資金、事業承継等に必要な資金 又は事業承継等事前調査に必要な資金 対象(2)の	880,000 組合 1,680,000

保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備考				
				借入金	損失補償	補給金		その他
						保証料	保険料	
原則として 運転 5年以内 設備 7年以内	1.90%～ 0.45%	有 (1)、(2)	担保 必要に応じて 保証人 徴求 原則として法人代表者以外 不要	—	—	—	—	—
原則として 運転 5年以内 設備 7年以内	新事業開拓 保証 1.30% 海外投資 関係保証 1.30% 上記以外の 保証 0.95%	有 (1)、(2) 有 (1)、(2) 有 (1)	担保 必要に応じて 保証人 徴求 原則として法人代表者以外 不要 ただし、対象 (2)に該当する 場合は不要	—	—	—	—	—

制 度 名	対 象	資金使途	保 証 限 度 額 (千円)
経営力向上関連保証	づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。 (注) この保証における特定事業者は、以下に限られる。 ①特定事業者であって、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下「保険対象中小企業者」という。）に該当するもの。 ②特定事業者であって、法第22条第1項の規定により保険対象中小企業者とみなされるもの。 ③産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）附則第9条第2項の規定により特定事業者とみなされるものであって、保険対象中小企業者に該当するもの。	場合、事業承継等に必要な資金	
特定経営承継関連保証	次の(1)から(6)のいずれかに該当し、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条第1項第1号イの規定による経済産業大臣の認定を受けた中小企業者（以下、「認定中小企業者」という。）の代表者。 (1)認定中小企業者の代表者が、当該認定中小企業者以外の者が有する株式等を取得する必要があること。 (2)認定中小企業者の代表者が、当該認定中小企業者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要があること。 (3)認定中小企業者の代表者が、株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。 (4)認定中小企業者の代表者が、当該認定中小企業者の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて当該代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割をしたこと。 (5)認定中小企業者の代表者が遺留分侵害額の請求に基づき金銭を支払うこと。 (6)その他諸費用が生じたこと。	中小企業者の代表者が経営の承継に伴い当該中小企業者以外の者から株式等を取得するための資金その他の当該代表者が必要とする資金	280,000

保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備考				
				借入金	損失補償	補給金		その他
						保証料	保険料	
運転 10年以内 設備 15年以内	1.90%～ 0.45% ただし、特別小口保険の対象の場合は、特別小口保険の信用保証料率に準ずる。	有 (2) 有 (1)	担保 必要に応じて 保証人 徴求 原則として認定中小企業者以外不要	—	—	—	—	—

制 度 名	対 象	資金使途	保 証 限 度 額 (千円)
経営承継準備関連保証	次の(1)から(3)までのいずれかに該当する中小企業者。 (1)会社である中小企業者（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。以下同じ。）であって、次の①又は②の事由が生じていることにつき、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号。以下「法」という。）第12条第1項第1号ロの規定による経済産業大臣の認定を受けていること。 ①他の中小企業者の役員（当該他の中小企業者が会社である場合に限る。以下(2)①及び(3)①アにおいて同じ。）又は親族（他の中小企業者が会社である場合にあつては、当該他の中小企業者の代表者の親族を含む。以下(2)①及び(3)①アにおいて同じ。）の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。 ②他の中小企業者（他の中小企業者が会社である場合にあつてはその代表者。以下(2)②及び(3)①イにおいて同じ。）が年齢、健康状態その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。 (2)個人である中小企業者であつて、次の①又は②の事由が生じていることにつき、法第12条第1項第2号ロの規定による経済産業大臣の認定を受けていること。 ①他の中小企業者の役員又は親族の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。 ②他の中小企業者が年齢、健康状態その他の	他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産であつて、以下に掲げるものを取得するために必要な資金 ①他の中小企業者が有する事業用資産等 ②他の中小企業者（会社に限る）の株式等（当該株式等を取得することにより、当該中小企業者が、当該他の中小企業者の総株主等議決権数の100分の50を超える議決権の数を有することとなる場合に限る）	280,000

制 度 名	対 象	資金使途	保 証 限 度 額 (千円)
経営承継準備関連保証	事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。 (3)会社である中小企業者であつて、次の①から③のいずれにも該当すること。 ①次のア又はイいずれかの事由が生じていること及びウに該当することにつき、法第12条第1項第1号ハの規定による経済産業大臣の認定を受けていること。 ア 他の中小企業者の役員又は親族の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。 イ 他の中小企業者が年齢、健康状態その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。 ウ 認定申請日の直前の決算において次の要件※1を満たすこと。 a 資産超過であること b $EBITDA$有利子負債倍率（（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費））が10倍以内であること ②信用保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること。 ③信用保証協会への申込日※2において、返済緩和している借入金がないこと。 ※1 認定取得後、信用保証協会への申込日までに新しい決算が確定した場合は、当該決算においてもこの要件を満たすことが必要。 ※2 申込日が、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第6項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。		

保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備考				
				借入金	損失補償	補給金		その他
						保証料	保険料	

制 度 名	対 象	資金使途	保 証 限 度 額 (千円)
特定経営承継準備関連保証	次の(1)又は(2)に該当し、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条第1項第3号の規定による経済産業大臣の認定を受けた事業を営んでいない個人。 (1)他の中小企業者の役員（当該他の中小企業者が会社である場合に限る。）又は親族（他の中小企業者が会社である場合にあつては、当該他の中小企業者の代表者の親族を含む。）の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであると認められること。 (2)他の中小企業者（他の中小企業者が会社である場合にあつてはその代表者。）が年齢、健康状態その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであると認められること。	他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産であつて、以下に掲げるものを取得するために必要な資金 ①他の中小企業者が有する事業用資産等 ②他の中小企業者（会社に限る）の株式等（当該株式等を取得することにより、認定を受けた事業を営んでいない個人が、当該他の中小企業者の総株主等議決権数の100分の50を超える議決権の数を有することとなる場合に限る）	280,000

保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備考				
				借入金	損失補償	補給金		その他
						保証料	保険料	
運転 10年以内 設備 15年以内	1.15%	有 (2)	担保 必要に応じて 保証人 徴求 原則として他 の中小企業者 (会社に限る) 以外不要	—	—	—	—	—

制 度 名	対 象	資金使途	保 証 限 度 額 (千円)
経営承継借換関連保証	次の(1)から(3)のいずれにも該当する会社である中小企業者（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。） (1)次のいずれにも該当することにつき、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条第1項第1号ニの規定による経済産業大臣の認定を受けていること。 ①中小企業者の代表者が当該中小企業者の金融機関（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条第1項に規定する金融機関をいう。）からの借入れによる債務を保証していることにより、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること。 ②認定申請日の直前の決算において次の要件※1を満たすこと。 ア 資産超過であること イ $E B I T D A$有利子負債倍率（（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費））が10倍以内であること ③当該中小企業者が認定申請日より3年以内に事業承継を予定していること。 (2)信用保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること。 (3)信用保証協会への申込日※2において、返済緩和している借入金がないこと。 ※1 認定取得後、信用保証協会への申込日まで新しい決算が確定した場合は、当該決算においてもこの要件を満たすことが必要。 ※2 申込日が、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。	認定を受けた中小企業者の経営の承継に必要な資金のうち、当該認定の日から経営の承継の日までの間における借換資金（当該中小企業者の代表者が保証債務を負う借入れに係るもの）	280,000

保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備考				
				借入金	損失補償	補給金		その他
						保証料	保険料	
一括返済 1年以内	借入金額に 対し 1.90%～ 0.45% (特別小口 保険の対象 の場合は、 特別小口保 険の信用保 証料率に準 ずる。) ただし、事 業承継時判 断材料チェ ックシートの ①から④ま でに掲げる 項目の全て について専 門家が満た すものと判 断したとき は、借入金 額に対し	有 (1)、(2) ただし、 専門家が 満たすもの と判断した ときは、 借入金額に 対し1.15% ～ 0.20% は、適用し ない。	担保 必要に応じて 保証人 徴求 不要	—	—	—	—	—
分割返済 10年以内	1.15%～ 0.20% なお、中小 企業信用保 険法施行規 則（昭和37 年通商産業 省令第14号） 第21条各号 に定める事 由に該当す る場合又は 特別小口保 険にかかる 保証を利用 する場合は、 借入金額に 対し1.15% ～0.20%の 適用は行わ ない。	有 (1)						

制 度 名	対 象	資金使途	保 証 限 度 額 (千円)
地域経済牽引事業関連保証	次のいずれかに該当する特定事業者（注）。 (1)地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第13条第1項に規定する地域経済牽引事業計画を都道府県知事又は主務大臣に提出し、承認を受けた法第2条第4項に規定する特定事業者であって、承認地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業を実施するもの。 (2)次の①から③のいずれにも該当するもの。 ①法第13条第1項に規定する地域経済牽引事業計画（次のアからウまでに掲げる事項の記載があるものに限る。）を都道府県知事又は主務大臣に提出し、承認を受けた法第2条第4項に規定する特定事業者であって、承認地域経済牽引事業計画に従って事業承継等を行うもの。 ア 承継等特定事業者及び被承継等特定事業者の名称。 イ 事業承継等の内容及び実施時期。 ウ 承認申請日の直前の決算において次の要件※1を満たすこと。 a 資産超過であること。 b E B I T D A 有利子負債倍率（（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費））が10倍以内であること。 ②信用保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること。 ③信用保証協会への申込日※2において、返済緩和している借入金がないこと。 ※1 地域経済牽引事業計画について承認を得た後、信用保証協会への申込日までに新しい決算が確定した場合は、当該決算においてもこの要件を満たすことが必要。 ※2 申込日が、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第6項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。 （注）この保証における特定事業者は、以下に限られる。 ①特定事業者であって、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下「保険対象中小企業者」という。）に該当するもの。 ②特定事業者（法第15条により特定事業者とみなされたものを含む。）であって、法第19条第1項の規定により保険対象中小企業者とみなされるもの。 ③産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）附則第10条の規定により特定事業者とみなされるものであって、保険対象中小企業者に該当するもの。	対象(1)の場合、承認地域経済牽引事業計画に従って行われる地域経済牽引事業を行うために必要な資金 対象(2)の場合、承認地域経済牽引事業計画に従って行われる事業承継等に必要な資金	280,000

保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備考				
				借入金	損失補償	補給金		その他
						保証料	保険料	
10年以内	0.80%	有 (1)	担保 必要に応じて 保証人 徴求 原則として法人代表者以外 不要 ただし、対象 (2)に該当する 場合は不要	—	—	—	—	—

制 度 名		対 象	資金使途	保 証 限 度 額 (千円)
県 中 小 企 業 円 滑 化 資 金 事 業 保 証 貸 付	中 小 企 業 振 興 貸 付	県要綱第 3 条に係る中小企業者	運 設 転 備	運転20,000 設備40,000 合算限度 40,000
	短 期 運 転 貸 付	県要綱第 3 条に係る中小企業者	運 転	5,000 組合 10,000
	小 規 模 一 般 資 金	(1)常時使用する従業員数が20人以下（商業、サービス業 5 人以下）の小規模企業者 (2)県要綱第 3 条に係る中小企業者	運 設 転 備	20,000
	小 口 事 業 資 金	(1)常時使用する従業員数が20人以下（商業、サービス業 5 人以下）の小規模企業者 (2)県要綱第 3 条に係る中小企業者	運 設 転 備	20,000 <既存残高との合算後> ただし、特別小口保険に係る保証を利用する場合は 20,000

保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備 考				
				借入金	損失補償	補 給 金		その他
						保証料	保険料	
運転 5年以内 設備 10年以内	1.35%～ 0.45%	有 (1)、(2)	担保 必要に応じて 保証人 徴求 原則として法人代表者以外 不要	—	—	有	—	—
1年以内	1.35%～ 0.45%	有 (1)、(2)	担保 原則として不要 保証人 原則として法人代表者以外 不要	—	—	有	—	—
運転 7年以内 設備 10年以内	1.35%～ 0.45%	有 (1)、(2)	担保 原則として不要 保証人 原則として法人代表者以外 不要	—	有	有	—	—
運転 5年以内 設備 10年以内	0.60% ただし、特別小口保険 の対象の場合は0.71%	有 (1)、(2) 有 (1)	担保 原則として不要 保証人 原則として法人代表者以外 不要 特別小口保険に係る保証 を利用する場合は、担保、保証人共に不要	—	有	有	—	—

制 度 名			対 象	資金使途	保 証 限 度 額 (千円)
県 中 小 企 業 特 別 対 策 資 金 保 証 付	さ が 創 生	創 業 資 金	県要綱第 3 条に係る中小企業者	運 転 設 備	35,000
		新事業等展開資金	県要綱第 3 条に係る中小企業者	運 転 設 備	新事業活動促進 運転20,000 設備50,000 合算限度 50,000 借換80,000 組合等 運転40,000 設備200,000 合算限度200,000 借換80,000 「新事業活動に取り組む（県内の事業に限る）にあたり、国や地方自治体、公的機関等からその事業に係る補助金の交付決定を受けている中小企業者は、補助金交付を上限に 運転80,000 事業転換 運転20,000 設備50,000 合算限度 50,000 借換80,000 D X 事業活動促進 運転20,000 設備50,000 合算限度 50,000 借換80,000

保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備考				
				借入金	損失補償	補給金		その他
						保証料	保険料	
10年以内	運転0.30% 設備0.00% 借換0.60% 以内 ただし、スタートアップ創出促進保証を用いる場合、0.2%上乗せ	有 (1)、(2)	担保 必要に応じて徴求 保証人 原則として法人代表者以外不要 スタートアップ創出促進保証を利用する場合は、担保、保証人共に不要	—	有	有	—	—
運転 7年以内 (「新事業活動に取り組む(県内の事業に限る)にあたり、国や地方自治体、公的機関等からその事業に係る補助金の交付決定を受けている中小企業者は、補助金交付額を上限に運転資金8,000万円まで」の場合、運転資金2年以内) 設備 10年以内 (不動産取得を主とするものは15年以内) 借換 10年以内	新事業活動促進・事業転換 運転0.30% 設備0.00% ただし、知的資産経営報告書等を作成し、新事業活動に取り組む中小企業者の場合、設備・運転ともに0.00% 借換0.60% 以内 DX事業活動促進 設備・運転ともに0.00% 借換0.60% 以内	有 (1)、(2)	担保 必要に応じて徴求 保証人 原則として法人代表者以外不要	—	有	—	—	—

制 度 名			対 象	資金使途	保 証 限 度 額 (千円)
県 中 小 企 業 特 別 対 策 資 金 保 証 貸 付	さ が 創 小 生 企 業 付	事 業 承 継 資 金	県要綱第3条に係る中小企業者	運 設 転 備	50,000
			3年以内に事業承継する計画を有する法人又は令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人で事業承継日から3年を経過していないもので、次の各号すべてに該当する者 (1)資産超過であること (2)EBITDA有利子負債倍率（（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費））が10倍以内であること (3)法人・個人の分離がなされていること (4)返済緩和している借入金がないこと (5)経済産業省の委託又はその委託を受けた者の再委託を受けて事業の承継に対する支援に係る事業を行う者の確認を受けていること	運 設 転 備	50,000
	経 営 対 応 資 金 保 証 貸 付	経 営 環 境 変 化 対 応 資 金	県要綱第3条に係る中小企業者	運 設 転 備	運転20,000 設備50,000 合算限度 50,000 企業立地、観光振興、食品産業品質管理高度化促進（HACCP）対策は 運転20,000 設備100,000 合算限度 100,000 UD化、耐震診断・改修、消費税、キャッシュレス対策は 運転20,000 設備80,000 合算限度 80,000 組合等 運転40,000 設備200,000 合算限度 200,000

保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備考				
				借入金	損失補償	補給金		その他
						保証料	保険料	
運転 7年以内 設備 10年以内 (不動産 取得を主 とするも のは15年 以内)	0.00%	有 (1)、(2)	担保 必要に応じて 保証人 徴求 原則として法 人代表者以外 不要	—	有	有	—	—
10年以内	0.00%	有 (1)、(2)	担保 必要に応じて 保証人 徴求 不要	—	有	有	—	—
運転 7年以内 設備 10年以内 (不動産 取得を主 とするも のは15年 以内)	1.35%～ 0.45% 設備0.00%	有 (1)、(2)	担保 必要に応じて 保証人 徴求 原則として法 人代表者以外 不要	—	有	有	—	—

制 度 名			対 象	資金使途	保 証 限 度 額 (千円)
県 中 小 企 業 特 別 対 策 資 金 保 証 付	経 営 安 定 化	経 営 改 善 資 金	県要綱第 3 条に係る中小企業者	運 設 転 備	50,000
		事 業 再 生 資 金 (事業再生要綱)	県要綱第 3 条に係る中小企業者	運 設 転 備	50,000
		セーフティネット 資 金	県要綱第 3 条に係る中小企業者	運 設 転 備	80,000
		条 件 変 更 改 善 型 借 換 資 金	県要綱第 3 条に係る中小企業者	運 転	80,000
		災 害 復 旧 資 金	県要綱第 3 条に係る中小企業者	運 設 転 備	60,000 ただし、被害金額 の範囲内 ※被害金額とは別 に、既往の災害復 旧資金の保証残高 に限り、借換を認 める。
		伴 走 支 援 型 特 別 資 金 (伴走支援型要綱)	県要綱第 3 条に係る中小企業者	運 設 転 備	100,000

保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備考				
				借入金	損失補償	補給金		その他
						保証料	保険料	
10年以内	0.60%	有 (1)、(2)	担保 必要に応じて 保証人 徴求 原則として法人代表者以外 不要	—	有	有	—	—
一括返済 1年以内 分割返済 15年以内	1.20%～ 0.45%	有 (1)、(2)	担保 必要に応じて 保証人 徴求 ただし、原則として融資対象物件 原則として法人代表者以外 不要	—	有	有	—	—
10年以内	0.60%	有 (1)、(2)	担保 必要に応じて 保証人 徴求 原則として法人代表者以外 不要	—	有	有	—	—
15年以内	0.60%	有 (1)、(2)	担保 必要に応じて 保証人 徴求 ただし、原則として融資対象物件 原則として法人代表者以外 不要	—	有	有	—	—
10年以内	0.00%	有 (1)、(2)	担保 必要に応じて 保証人 徴求 原則として法人代表者以外 不要	—	有	有	—	—
一括返済 1年以内 分割返済 10年以内	2.40%～ 0.45%	無	担保 必要に応じて 保証人 徴求 原則として法人代表者以外 不要（経営者保証免除対応を適用する場合は不要）	—	有	有	—	—

制 度 名	対 象	資金使途	保 証 限 度 額 (千円)
市 町 小 口 資 金 保 証	市町内に事業所を有し、同一業種を1年以上営 むもので、市町税その他納税を完納しているも の。	運 転 設 備	5,000 ～30,000

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、割引の有無を記載。

また割引内容については、「(6)業務内容 ロ 保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備考				
				借入金	損失補償	補給金		その他
						保証料	保険料	
10年以内	1.90%～ 0.45%	有 (1)、(2)	担保 原則として不要 保証人 原則として法人代表者以外不要	—	—	有	—	—

ロ 保証料率等

(単位 年率 %)

区 分	料 率	基 本	特 別		平 均	備 考
			最 高	最 低		
保 証 料	責任共有保証料率：1.90%～0.45% 責任共有外保証料率：2.20%～0.50% ただし、以下の定性要因により、割り引いた料率を適用。 (1)会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類の提出を当該中小企業者から受けた場合、0.1%を割り引いた料率を適用。 (2)担保の提供がある場合は、0.1%を割り引いた料率を適用。		2.65	0.15	0.66	
調 査 料	—	—	—	—	—	—
延 滞 保 証 料	3.65	—	—	—	—	—
損 害 金	14.00	—	—	—	—	—

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

(注) 平均欄には、当期中の平均保証債務残高に対する保証料収入額の割合を記載。

(7) 信用保証業務の状況

イ 概 況

(単位 百万円)

区 分	件 数	金 額
保 証 申 込	3,258	39,452
保 証 申 込 取 消	222	2,092
保 証 承 諾	3,054	36,943
保 証 後 取 消	59	851
償 還	2,326	40,368
保 証 債 務	13,725 (484)	137,427 (△ 5,290)
所 定 期 限 経 過 債 務	4 (1)	21 (9)
代 位 弁 済	158	1,870
回 収	6	92
求 償 権 償 却	118	1,596
求 償 権	177 (34)	526 (182)

(注) () 内は前期末残高との比較。

ロ 保証承諾

(イ) 金融機関別保証承諾

(単位 百万円)

区 分	件 数	金 額
都 市 銀 行	0	0
地 方 銀 行	1,137	18,095
第 二 地 方 銀 行 協 会 加 盟 行	779	8,175
信 託 銀 行	0	0
長 期 信 用 銀 行	0	0
信 用 金 庫	806	6,786
信 用 協 同 組 合	326	3,753
農 業 協 同 組 合	1	10
商 工 組 合 中 央 金 庫	5	124
労 働 金 庫	0	0
生 命 保 険 会 社	0	0
損 害 保 険 会 社	0	0
信 託 会 社	0	0
そ の 他	0	0
計	3,054	36,943

(注) 信用金庫、信用協同組合、農業協同組合及び労働金庫の欄には、それぞれの連合会を含む。

(ロ) 金額別保証承諾

(単位 百万円)

区 分	件 数	金 額
100万円以下	199	172
100万円超 200万円以下	327	577
200万円超 300万円以下	430	1,215
300万円超 500万円以下	552	2,526
500万円超 1,000万円以下	692	5,855
1,000万円超 1,500万円以下	202	2,765
1,500万円超 2,000万円以下	187	3,590
2,000万円超 3,000万円以下	194	5,423
3,000万円超 5,000万円以下	191	8,375
5,000万円超 6,000万円以下	17	1,002
6,000万円超 7,000万円以下	2	133
7,000万円超 8,000万円以下	45	3,578
8,000万円超 10,000万円以下	13	1,300
10,000万円超 20,000万円以下	3	430
20,000万円超 30,000万円以下	0	0
30,000万円超 40,000万円以下	0	0
40,000万円超 50,000万円以下	0	0
50,000万円超	0	0
合 計	3,054	36,943

(イ) 期間別保証承諾

(単位 百万円)

区 分	件 数	金 額
3 月以内	35	245
3 月超 6 月以内	75	630
6 月超 1 年以内	367	6,116
1 年超 2 年以内	100	1,299
2 年超 3 年以内	132	488
3 年超 4 年以内	74	371
4 年超 5 年以内	676	3,673
5 年超 7 年以内	598	4,360
7 年超 10 年以内	952	18,200
10 年超	45	1,561
計	3,054	36,943

(ロ) 資金使途別保証承諾

(単位 百万円)

区 分	件 数	金 額
設 備 資 金	589	4,680
運 転 資 金	2,465	32,262
そ の 他	0	0
計	3,054	36,943

(ホ) 保証種類別保証承諾

(単位 百万円)

区 分	件 数	金 額
普 通 保 証	541	9,687
特 別 保 証		
災 害	0	0
経 営 安 定 関 連	84	2,173
公 害 防 止	0	0
危 機 関 連	0	0
海 外 投 資	0	0
輸 出 関 連	0	0
体 質 強 化	0	0
国 際 経 済	0	0
事 業 転 換	0	0
特 定 地 域	0	0
新 事 業 開 拓	0	0
省 エ ネ	0	0
当 座 貸 越	63	1,423
カ ー ド ロ ー ン	31	224
労 働 力 確 保	0	0
小 売 商 業	0	0
中 堅 企 業	0	0
創 業 等	9	75
流動資産担保融資	12	349
事 業 再 生	5	172
一 括 支 払 契 約	0	0
予 約	0	0
経 営 力 強 化	0	0
小 口	1,459	6,779
設 備	23	409
長 期	24	493
輸 出	0	0
季 節	1	5
手 形 割 引	2	18
そ の 他	796	14,903
計	2,509	27,023
社 債 引 受 保 証	4	232
合 計	3,054	36,943
追 認	0	0
根 保 証	0	0

(㇏) 本所、支所別保証承諾

(単位 百万円)

区 分		件 数	金 額
本 所		3, 054	36, 943
支 所			
計			
合 計		3, 054	36, 943

ハ 代位弁済

(イ) 保証承諾年度別代位弁済

(単位 千円)

保証承諾年度 \ 区 分	件 数	金 額
6 年度	2	12,463
5 年度	18	129,817
4 年度	10	79,890
3 年度	16	119,637
2 年度	73	1,070,580
元年度	9	88,725
30 年度以前	30	368,525
計	158	1,869,637

(ロ) 金融機関別代位弁済

(単位 千円)

区 分	件 数	金 額
都 市 銀 行	0	0
地 方 銀 行	75	1,039,603
第二地方銀行協会加盟行	35	344,062
信 託 銀 行	0	0
長 期 信 用 銀 行	0	0
信 用 金 庫	36	288,747
信 用 協 同 組 合	12	197,225
農 業 協 同 組 合	0	0
商 工 組 合 中 央 金 庫	0	0
日 本 政 策 金 融 公 庫	0	0
労 働 金 庫	0	0
生 命 保 険 会 社	0	0
損 害 保 険 会 社	0	0
信 託 会 社	0	0
そ の 他	0	0
計	158	1,869,637

(注) 信用金庫、信用協同組合、農業協同組合及び労働金庫の欄には、それぞれの連合会を含む。

(イ) 保証種類別代位弁済

(単位 千円)

区 分	件 数	金 額
普 通 保 証	11	141,000
特 別 保 証		
災 害	1	7,443
経 営 安 定 関 連	82	1,083,406
公 害 防 止	0	0
危 機 関 連	1	60,175
海 外 投 資	0	0
輸 出 関 連	0	0
体 質 強 化	0	0
国 際 経 済	0	0
事 業 転 換	0	0
特 定 地 域	0	0
新 事 業 開 拓	0	0
省 エ ネ	0	0
当 座 貸 越	0	0
カ ー ド ロ ー ン	0	0
労 働 力 確 保	0	0
小 売 商 業	0	0
中 堅 企 業	0	0
創 業 等	0	0
流動資産担保融資	0	0
事 業 再 生	0	0
一 括 支 払 契 約	0	0
予 約	0	0
経 営 力 強 化	0	0
小 口	23	104,213
設 備	1	7,767
長 期	9	118,758
輸 出	0	0
季 節	0	0
手 形 割 引	0	0
そ の 他	30	346,875
計	147	1,728,637
社 債 引 受 保 証	0	0
合 計	158	1,869,637
追 認	0	0
根 保 証	0	0

二 回 収

(イ) 保証承諾年度別回収

(単位 千円)

保証承諾年度 \ 区 分	件 数	金 額
6 年度	0	0
5 年度	0	8,205
4 年度	0	13,297
3 年度	1	12,274
2 年度	2	59,558
元年度	1	3,634
3 0 年度	0	3,271
2 9 年度	0	2,885
2 8 年度	0	2,160
2 7 年度	1	1,531
2 6 年度以前	67	324,211
計	72	431,025

(ロ) 代位弁済年度別回収

(単位 千円)

代位弁済年度 \ 区 分	件 数	金 額
6 年度	3	83,298
5 年度	2	36,958
4 年度	3	16,461
3 年度	0	10,714
2 年度	0	1,181
元年度	0	1,307
3 0 年度	3	14,149
2 9 年度以前	61	266,957
計	72	431,025

(8) 債権譲受業務の状況

(単位 千円)

区 分	件 数	金 額
譲 受 債 権	0	0
回 収	0	0
譲 受 債 権 償 却	0	0
譲 受 債 権 残 高	0	0

(9) ファンド出資業務の状況

(単位 千円)

フ ァ ン ド 名	無
構 成 総 額	0
出 資 額	0

2 令和6年度収支計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 円)

科 目				金 額
経 常 収 入				1,678,457,810
保 証 料				928,359,969
預 け 金 利 息				4,229,240
有 価 証 券 利 息 配 当 金				157,268,004
調 査 料				0
延 滞 保 証 料				0
損 害 補 助 金				8,749,975
事 務 補 助 金				465,923,853
責 任 共 有 負 担 金				110,496,000
雑 収 入				3,430,769
経 常 支 出				1,298,942,801
業 務 費				663,950,173
役 職 員 給 与				310,054,084
退 職 給 与 引 当 金 繰 入				38,874,610
そ の 他 人 件 費				102,696,589
旅 費				2,530,227
事 務 費				96,379,519
賃 借 料				2,789,391
動 産 ・ 不 動 産 償 却				40,916,883
信 用 調 査 費				34,350
債 権 管 理 費				10,573,555
指 導 普 及 費				32,922,929
負 担 金				26,178,036
借 入 金 利 息				0
信 用 保 険 料				634,051,531
責 任 共 有 負 担 金 納 付 金				0
雑 支 出				941,097
経 常 収 支 差 額				379,515,009
経 常 外 収 入				2,597,306,589
償 却 求 償 権 回 収 金				52,557,712
責 任 準 備 金 戻 入				943,877,289
求 償 権 償 却 準 備 金 戻 入				102,682,375
求 償 権 補 填 金 戻 入				1,498,020,085
保 険 金				1,324,915,733
損 失 補 償 補 填 金				173,104,352
有 価 証 券 評 価 益				0
有 価 証 券 売 却 益				0
補 助 金				0
そ の 他 収 入				169,128
経 常 外 支 出				2,723,659,413
求 償 権 償 却				1,595,873,720
譲 受 債 権 償 却				0
雑 勘 定 償 却				0
有 価 証 券 評 価 損				0
有 価 証 券 売 却 損				0
退 職 金				1,792,250
責 任 準 備 金 繰 入				943,632,663
求 償 権 償 却 準 備 金 繰 入				182,360,780
そ の 他 支 出				0
経 常 外 収 支 差 額				△ 126,352,824
制 度 改 革 促 進 基 金 取 崩 額				45,909,107
収 支 差 額 変 動 準 備 金 取 崩 額				0
当 期 収 支 差 額				299,071,292
収 支 差 額 変 動 準 備 金 繰 入 額				149,535,000
基 本 財 産 繰 入 額				149,536,292

3 貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

(単位 円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	229,574	基 本 財 産	13,079,610,615
現 金	229,574	基 金	4,343,315,100
小 切 手	0	基 金 準 備 金	8,736,295,515
預 け 金	4,609,465,174	制 度 改 革 促 進 基 金	44,864,311
当 座 預 金	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金	2,874,133,503
普 通 預 金	890,611,948	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0
通 知 預 金	0	責 任 準 備 金	943,632,663
定 期 預 金	3,715,000,000	求 償 権 償 却 準 備 金	182,360,780
郵 便 貯 金	3,853,226	退 職 給 与 引 当 金	483,369,490
金 銭 信 託	0	損 失 補 償 金	16,396,242,283
有 価 証 券	14,101,930,880	保 証 債 務	137,426,908,969
国 債	0	求 償 権 補 填 金	0
地 方 債	600,000,000	保 険 金	0
社 債	13,499,930,880	損 失 補 償 補 填 金	0
株 式	2,000,000	借 入 金	0
受 益 証 券	0	長 期 借 入 金	0
新 株 予 約 権	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
フ ァ ン ド 出 資	0	短 期 借 入 金	0
譲 渡 性 預 金	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
そ の 他	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金 造 成 資 金	0
動 産 ・ 不 動 産	554,496,176	雑 勘 定	2,577,159,548
事 業 用 不 動 産	492,234,368	仮 受 金	1,437,079
事 業 用 動 産	62,261,808	保 険 納 付 金	28,738,108
所有動産・不動産	0	損 失 補 償 納 付 金	14,242,919
建 設 仮 勘 定	0	未 経 過 保 証 料	2,532,409,991
損 失 補 償 金 見 返	16,396,242,283	未 払 保 険 料	331,451
保 証 債 務 見 返	137,426,908,969	未 払 費 用	0
求 償 権	526,186,658	有 価 証 券 未 払 金	0
譲 受 債 権	0		
雑 勘 定	392,822,448		
仮 払 金	13,866,586		
保 証 金	0		
厚 生 基 金	81,510,400		
連 合 会 勘 定	762,525		
未 収 利 息	48,563,275		
有 価 証 券 未 収 入 金	0		
未 経 過 保 険 料	248,119,662		
合 計	174,008,282,162	合 計	174,008,282,162

4 財産目録

(令和7年3月31日現在)

(単位 円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	229,574	その他有価証券評価差額金	0
預 け 金	4,609,465,174	責 任 準 備 金	943,632,663
金 銭 信 託	0	求 償 権 償 却 準 備 金	182,360,780
有 価 証 券	14,101,930,880	退 職 給 与 引 当 金	483,369,490
動 産 ・ 不 動 産	554,496,176	損 失 補 償 金	16,396,242,283
損 失 補 償 金 見 返	16,396,242,283	保 証 債 務	137,426,908,969
保 証 債 務 見 返	137,426,908,969	求 償 権 補 填 金	0
求 償 権	526,186,658	借 入 金	0
譲 受 債 権	0	雑 勘 定	2,577,159,548
雑 勘 定	392,822,448		
合 計	174,008,282,162	合 計	158,009,673,733
		正 味 財 産	15,998,608,429

